

和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

令和8年9月15日現在

No.	資料名	P.	項目	質問事項	回答
1	募集要項	1	1 基本事項 3. 施設の概要について	機械警備のある施設（市民体育館・河南体育館・松下体育館）について、施設の図面は閲覧、公開は可能でしょうか。 現在 機械警備がない施設も今後、機械警備を導入予定はありますでしょうか。	施設平面図を公開します。（別添） 機械警備がない施設に機械警備の導入予定はありません。
2	決算資料		※備考 ○業務委託料明細	各体育館（松下・市民・河南）の1年間（令和7年度）の機械警備料の内訳をお教えてください。	R 7 機械警備料の内訳は次の通りです。 松下 198,000円 市民 203,280円 河南 155,760円
3	募集要項	18	10 協定の締結 (2) 協定保証金の納付	共同企業体の場合は、すべての構成団体が、契約時までに、市の競争入札参加資格の有資格者にならないと不納付の対象にならないのか。	すべての構成団体が、契約時までに、市の競争入札参加資格の有資格者になるか、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条に該当する場合は不納付となる。（別添：和歌山市契約規則、第34条の運用基準）
4	体育館等仕様書	35	定期清掃作業基準表	各体育館のフロアのメンテナンス方法をお教えてください。 また、使用薬剤（オイル・剥離剤）をお教えてください。	各体育館のフロア（木質床材）は、剥離剤を使用せず、ドレッシングオイルでメンテナンスをしてください。ドレッシングオイル及び剥離剤の指定はありません。
5	市民温水プール仕様書	26	足拭きマット等供給業務仕様書	「芳香剤の交換」・「便器洗浄剤の洗浄剤の交換」が2か月に1回の交換となっておりますが、商品の能力的に1ヶ月で交換が必要な場合は1ヶ月交換としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	市民温水プール仕様書	29	清掃作業基準表	定期清掃で現在の「床敷き」の清掃方法をお教えてください。	・プールサイド 床に張っているブラタイルを捲りあげて、素のコンクリート床を高压洗浄。（定期清掃業者） ・更衣室 プールへと続く廊下のタイル部分は高压洗浄、着衣側はロッカーをすべてロビーに運び出して洗浄（定期清掃業者） すのこは外へ運び出して高压洗浄（職員） ・事務所、医務室、ロビー、ギャラリー、1、2階廊下 ポリッシャーで磨いた後、ワックスかけ
7	市民温水プール仕様書	29	清掃作業基準表	外注されている日常清掃の所要時間・人数をお教えてください。 （週○回・○名・○時間）	週2回・1名・4時間
8	体育館等仕様書	37	業務委託料明細 令和7年度	市民体育館での足拭きマット供給業務の明細が計上されていません。（河南総合体育館の記載はございます） 市民体育館での本業務の実施状況をお教えてください。	【重要】 市民体育館では、現在足拭きマット供給業務を行っていません。 02_和歌山市所管市立体育館・市民スポーツ広場指定管理業務仕様書P.37「足拭きマット供給業務仕様書」を訂正します。訂正後の正しい仕様書を添付します。
9	募集要項	5	管理運営経費など	管理運営委託料（指定管理料）の精算・返還ルールについて質問いたします。管理運営業務における経営努力や経費削減対策により、毎年度の受託収支において余剰金（黒字）が発生した場合、当該余剰金は年度末に精算のうえ市へ返還する必要があるのでしょうか。それとも、次年度以降の円滑な運営や、仕様書に規定された『1件20万円未満の修繕費用』等に充当するため、指定管理者の内部留保（自主財源）として保有することが認められるのでしょうか。ご回答をお願いいたします。	経営努力や経費削減対策による余剰金は、市へ返還する必要はありません。
10	募集要項	7	市と指定管理者の責任分担等	指定後の物価変動、特に光熱水費（電気・ガス代等）の急激な高騰に対する補填措置について質問いたします。本公募における責任分担表では『物価』は『協議事項』と整理されております。特に市民温水プールはボイラー等の稼働により極めて多額の光熱水費（令和7年度決算で約2,394万円）を要する施設であり、近年のエネルギー価格高騰は指定管理者の経営に極めて甚大な影響を及ぼします。指定期間中に、当初提案予算の積算根拠を大幅に超えるエネルギー価格の高騰が発生した場合、どの程度の価格変動（または予算超過率）をもって、市による『指定管理料の増額補填・別途変更協定』の協議対象となるのか、具体的な判断基準がございましたらご教示ください	予算の積算根拠を大幅に超えるエネルギー価格の高騰が発生した場合は協議対象となります。
11	募集要項	6	施設などの修繕について	1件あたり20万円未満の施設・設備修繕の負担上限について質問いたします。募集要項Ⅲ-1-(9)等に基づき、20万円未満の修繕は指定管理者の負担とされておりますが、対象施設はいずれも建設から長期が経過し、設備の老朽化が進んでおります。指定期間中に、個々の修繕額は20万円未満であるものの、突発的な故障等が各館で多発し、年間で累積された修繕費総額が極めて多額となった場合、指定管理者の負担を制限する『年間累積負担上限額（キャップ）』などのセーフティネット制度は用意されているのでしょうか。あるいは、当初提案した収支予算書の金額を大幅に超過した場合、市との間で別途協議、または市による補填を行う余地はございますでしょうか。	年間累積負担上限額はありません。 当初提案した収支予算書の金額を大幅に超過した場合、市との間で別途協議は行えます。

和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

No.	資料名	P.	項目	質問事項	回答
12	市民温水プール仕様書	6	従事者の体制に関すること	隣接する施設間における人員配置の兼務および相互融通の可否について質問いたします。仕様書において、各施設に総括責任者（正規雇用職員）を配置することが義務付けられておりますが、同一敷地内に隣接する『市民体育館』と『市民温水プール』の一体管理を行うにあたり、プールの『副責任者（正規）』が、隣接する『市民体育館』の総括責任者（正規）』を兼務することは可能でしょうか。また、受付業務や案内業務を行う従事者（非常勤・賃金スタッフ）について、両施設を1つの勤務割（動的シフト）で管理し、利用状況に応じて人員をプール・体育館間で相互に配置・融通させることは認められますでしょうか。一体管理による経費の節減効果（サービス水準を維持した上での効率化）を最大化させるための運用範囲について、市の見解をお聞かせください。	プールの『副責任者（正規）』が、隣接する『市民体育館』の総括責任者（正規）』を兼務することは出来ません。両施設を1つの勤務割（動的シフト）で管理し、利用状況に応じて人員をプール・体育館間で相互に配置・融通させることは認められます。
13	募集要項	7	市と指定管理者の責任分担等	大規模災害等に伴い、各体育館が避難場所として開設され、通常の貸館業務・自主事業等の「通常業務が停止（休館）」された期間中においても、基本となる指定管理料（管理運営委託料）は減額されることなく、満額（日割り減額等を行わずに）支払われるという理解でよろしいでしょうか。また、避難場所の開設や避難住民の受け入れ対応、安全管理、市との緊急連携対応等のため、指定管理者がスタッフを夜間・休日等に緊急動員したことに伴って発生する「時間外手当・休日手当等の追加人件費」や、災害対応に直接要した各種「増加費用」については、仕様書第13条第3項（市が合理的な範囲で負担する）に基づき、事後の実績報告等により、市から全額（または実費）補填されるという解釈で相違ないかご教示ください。	大規模災害等に伴い、各体育館が避難場所として開設され、通常の貸館業務・自主事業等の「通常業務が停止（休館）」された期間中においては、避難所運営等の災害対応に協力を必要も含めて、指定管理料の減額及び増額については、協議となります。
14	体育館等仕様書 市民温水プール仕様書	7 14	自主事業の受講料等の設定における承認手続きについて	仕様書において「事業については、受講料等収入を指定管理者の収入とすることができる」と規定されていますが、自主事業（スポーツ教室等）の受講料の「額（金額）」を新規に設定、または物価高騰等に伴い指定管理期間中に改定する場合、和歌山市または教育委員会の「事前承認」を必要とするものか、あるいは指定管理者の裁量において設定してよいものか、具体的な承認手続きの有無とプロセスをご教示ください。	自主事業（スポーツ教室等）の受講料の「額（金額）」を新規に設定、または改定する場合、市の「事前承認」は必要ないので、指定管理者の裁量において設定してください。 市には年間予定と年間実績を報告してもらいます。
15	体育館等仕様書	5	自主事業における収支の精算の有無について	仕様書に基づき、自主事業に係る「受講料等収入」を指定管理者の収入とし、事業開催に伴う諸経費（指導員人件費、傷害保険料、消耗品費等）を指定管理者の負担において実施する場合、当該自主事業から生じた最終的な「余剰金（黒字）」または「損失（赤字）」については、年度末の指定管理料精算（返還等）の対象外となり、すべて指定管理者に帰属（独立採算）する認識でよろしいでしょうか。また、これらは管理運営受託分とは完全に区分した独立した会計帳簿および管理口座にて処理すべきものか、併せてご教示ください。	自主事業に係る収入については、お見込みのとおりです。 会計帳簿は、管理運営受託分とは区分してください。
16	体育館等仕様書 市民温水プール仕様書		公益性の高い自主事業（学校連携・インクルーシブ事業等）実施時における施設使用料の減免規定の適用可能性および協議条件について	指定管理者が実施する自主事業（スポーツ教室等）のうち、学校連携事業（部活動地域移行への協力等）やインクルーシブ事業（障がい児・者向けスポーツ教室等）など、極めて高い公益性・福祉的意義を有する事業を展開する場合、各条例施行規則（体育館規則第6条第1項第3号、温水プール規則第3条第1項第4号等）に定める「市長が特別の理由があると認めるとき」を適用し、市との事前協議・承認の上で施設使用料の減額（5割減）または免除を受けることは可能でしょうか。また、減免の適用について事前協議・申請が可能となる具体的な条件（事業要件、申請手続き、提出書類等）についてご教示ください。	条例施行規則のとおりです。
17	募集要項	6	松下体育館の大規模改修工事に伴う臨時休館期間中の指定管理料・人件費等の取扱基準（協議の基本的考え方）について	現地説明会において、松下体育館について令和9年度中より2～3年程度の大規模改修工事（臨時休館）が予定されている旨の説明を受けました。募集要項6ページ「改修工事計画等」には、「改修工事等を考慮せずに年間計画を立ててください」「改修工事等が実施された場合、当該年度の指定管理料について、別途協議することとなります」と規定されております。 指定管理者の指定を受け、令和9年4月1日より雇用および事業を開始した後に、年度途中等で大規模改修に伴う臨時休館に入った場合、以下の点について市の基本的な取り扱い方針（協議の基準）をご教示ください。 雇用継続および固定人件費・維持管理経費の補償について：指定管理業務の開始に伴い採用・配置した従事者の雇用維持に係る人件費や、休館中も発生する固定的な維持管理経費（管理費・各種契約等）について、臨時休館期間中も指定管理料（または相当額の変更委託料）の支給・補償の対象となる認識でよろしいでしょうか。	市の基本的な取り扱い方針（協議の基準）は、状況に応じて協議で決定します。
18			修繕について	直近5年間に実施した主な修繕内容及び修繕費用をご教示ください。	修繕一覧を開示します。（別添）
19			利用者アンケートについて	直近の利用者アンケート結果及び利用者から寄せられた主な意見・要望についてご教示ください。	R 7 利用者アンケート集計（各施設）を公開します。（別添）

和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

No.	資料名	P.	項目	質問事項	回答
20			現指定管理者の自主的取組について	現地説明会資料《全施設》共通の資料に、現指定管理者の自主的取組について、指定休館日の営業、夜間の延長営業と記載がありました。具体的に教えてください。	指定休館日も予約等入れば通常営業している。予約の状況によっては、午後からの営業、夜間のみ営業という日もある。夜間の延長営業は、各体育館で21時～23時を通常営業としている。
21	市民温水プール仕様書	7	自主事業	プールにて自主事業を行う際の指定管理者から市へお支払いする利用料金の考え方について教えてください。 ・1コース1時間〇〇円 もしくは、個人利用料金で 参加人数×個人利用料金か？詳細に教えてください。	全コースの専用使用以外は、個人利用料金での支払いとなります。
22	市民温水プール仕様書	7	自主事業	自動販売機を設置する際の、行政財産使用料について教えてください。	土地と建物それぞれの1㎡あたりの1年間の使用料（土地評価額÷土地面積）×使用面積での計算となります。R8の自動販売機の土地建物使用料の年額は次のとおりです。 松下 3, 167円 1台 市民 7, 530円 2台 河南 7, 228円 2台 プール 3, 679円 1台
23	市民温水プール仕様書	7	その他	温水プールの活性化に向けたイベント事業をプール内3コース程度を使用して行う場合の市へ支払う使用料について教えてください。	個人利用料金での支払いとなります。
24	市民温水プール仕様書	3	水抜き休館について	プール水抜き休館を6月9日に実施しているようですが、時期を変更しても問題ありませんか？	原則6月9月で実施してください。
25	市民温水プール仕様書	3	臨時休館	水温・機械調整のため1月4日から4日間とありますが、年末年始の休館中は機械を完全に停止し、1月4日から昇温を始めており、4日間かかるということと合っていますか？	お見込みのとおりです。
26	市民温水プール仕様書	3	専用利用	全レーンを使用する料金は条例等にも掲載されていますが、1コース当たりの料金設定はありますか？	個人利用料金での支払いとなります。
27	募集要項	13	(1) 提出書類	「⑬税の滞納がないことを証明するもの」における国・県・市税納税証明書について、県・市税納税証明書は、本社所在地のものでよろしいでしょうか。提出すべき各納税証明書について、具体的に教えてください。	お見込みのとおりです。国税については、納税証明書（その3）未納の税額がないことの証明を提出。県・市税については、納税証明書又は非課税証明書又は完納証明書等により、未納の税額がないことの証明を提出。
28	募集要項	14	応募書類のページ番号	応募書類は、片面書類、ページ数をつけるなど分かりやすいようにすること、と記載がありますが、決算報告書や定款等のページも片面印刷やページ番号が必要ですか。また、ページ番号は、全書類の通し番号になりますか。項目ごとによろしいでしょうか。	決算報告書や定款等のページについては、両面印刷やページ番号がなくてもかまいませんが、インデックスは必要です。ページ番号は項目ごとによろしいでしょうか。
29	提出書類様式		様式6	様式6の申込者概要は、支店や営業所での申し込みの場合でも、本社の情報を記載してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	募集要項	13	納税証明書	納税証明書につきまして、東京都は完納証明書がなく、納税証明書のみになります。この場合は、直近何年分の納税証明書が必要ですか。	「法人事業税・特別税」、「法人都民税」についての納税証明書（未納がないこともしくは納税済みであることを証明できるもの）を直近1年分提出してください。
31	募集要項	13	提出書類一覧	提出書類①～⑩をワード、エクセル等のデータ形式で作成、電子メールに添付して提出と記載があります。 ①～⑧は様式が存在するため、ワード、エクセルで提出ができますが、⑨⑩は独自様式のワード、エクセルのデータはございません。⑨⑩はpdf提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。可能な範囲でワード、エクセルのデータで提出してください。
32	募集要項	13	提出書類	支店名義での提出は可能でしょうか。その際、委任状に押印する印鑑は、本店の使用印で問題ございませんでしょうか。また、支店名義で提出する場合、13ページに記載のある納税証明書は、本店と受任先（支店）のどちらのものを用意すればよろしいでしょうか。	押印について、お見込みのとおりです。納税証明書は、受任先（支店）のものを提出してください。
33	募集要項	8	指定管理者の応募資格	「指定管理期間中は必ず和歌山市内に事務所又は事業所を設置すること。なお、設置に当たっては、市に法人設立・事務所等設置申告書を提出すること。」との記載がありますが、共同企業体として応募する場合についてお伺いします。この市内への事務所等の設置および申告書の提出要件は、代表企業のみが満たしていればよいのでしょうか。それとも、共同企業体を構成するすべての団体に対して求められる要件でしょうか。	共同企業体として応募する場合は、構成団体の中に和歌山市内に事務所等活動の拠点を置いている者を含んでいなければならないこと、その要件を満たす団体に対して市内への事務所等の設置および申告書の提出を求めます。
34	募集要項	16	プレゼンテーション及びビザリング	「1応募につき3名までの出席と限る」との記載がありますが、複数社で構成される場合であっても、共同企業体全体（各社の合計）で3名までという認識で相違ないでしょうか。参加人数の上限緩和は認められますでしょうか。	共同企業体全体（各社の合計）で1応募につき3名までの出席に限ります。
35	募集要項	16	選定方法	選定委員の帰属性（市内職員・外部有識者の構成比率や、学識経験者、公認会計士、地元関係者といった専門分野・役職等）について、公表可能な範囲で教えてください。	選定委員の帰属性については、事前に公表はできません。
36				提示されております指定管理料（上限額）についてお伺いします。総額だけでなく、施設ごとの指定管理料の試算内訳について、開示していただけないでしょうか。	指定管理料の試算内訳を開示します。（別添：「各施設」収支予算書）
37			行政財産使用料	自主事業（自動販売機や飲食・物販コーナー等）の実施にあたり、施設の行政財産使用許可を受ける場合、1平方メートルあたりの使用料単価（月額または年額）を教えてください。	R8の1平方メートルあたりの使用料単価の年額は次のとおりです。（計算方法等はN0.22参照） 松下 3, 167円 市民 3, 765円 河南 3, 614円 プール 3, 679円

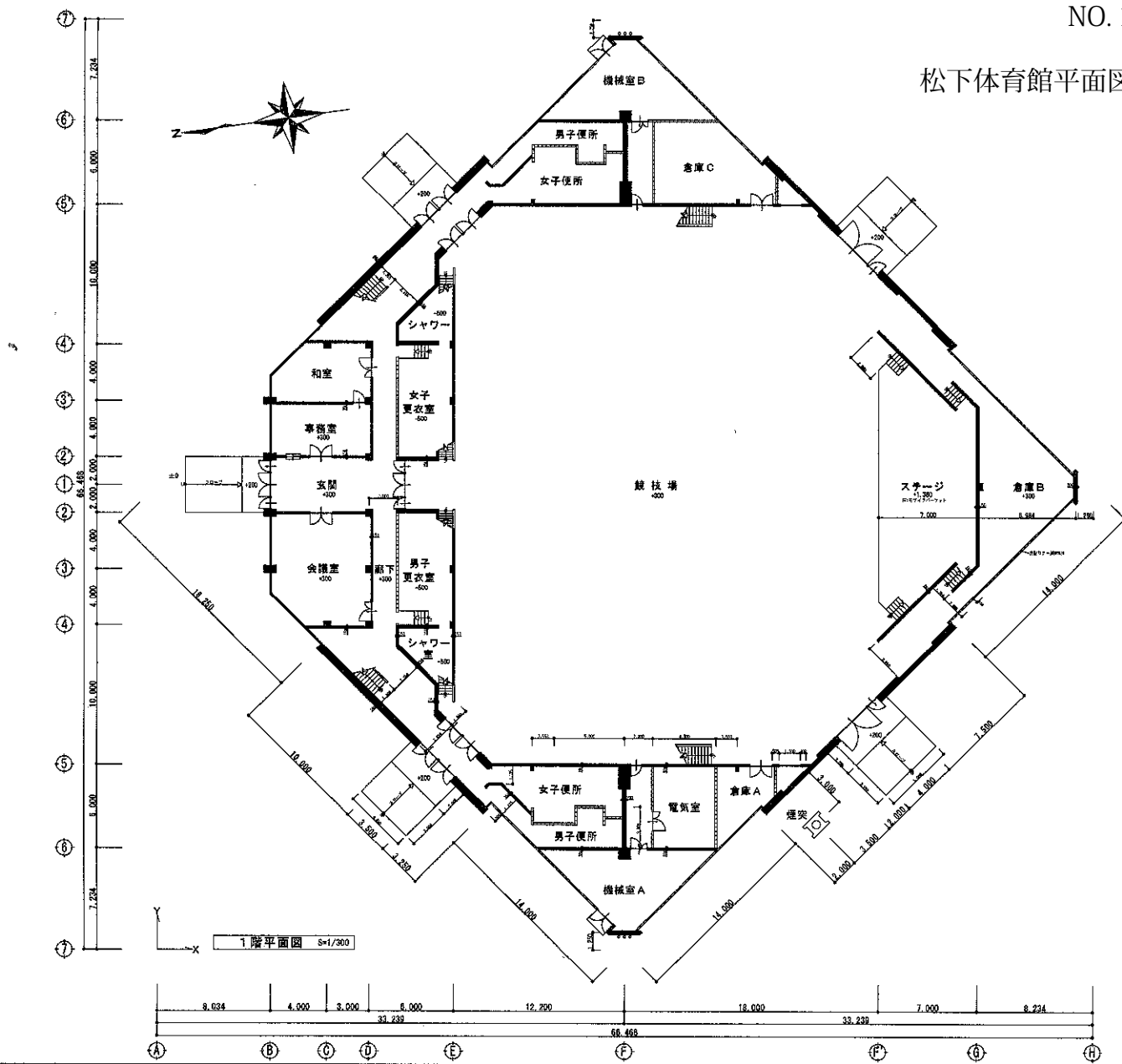
和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

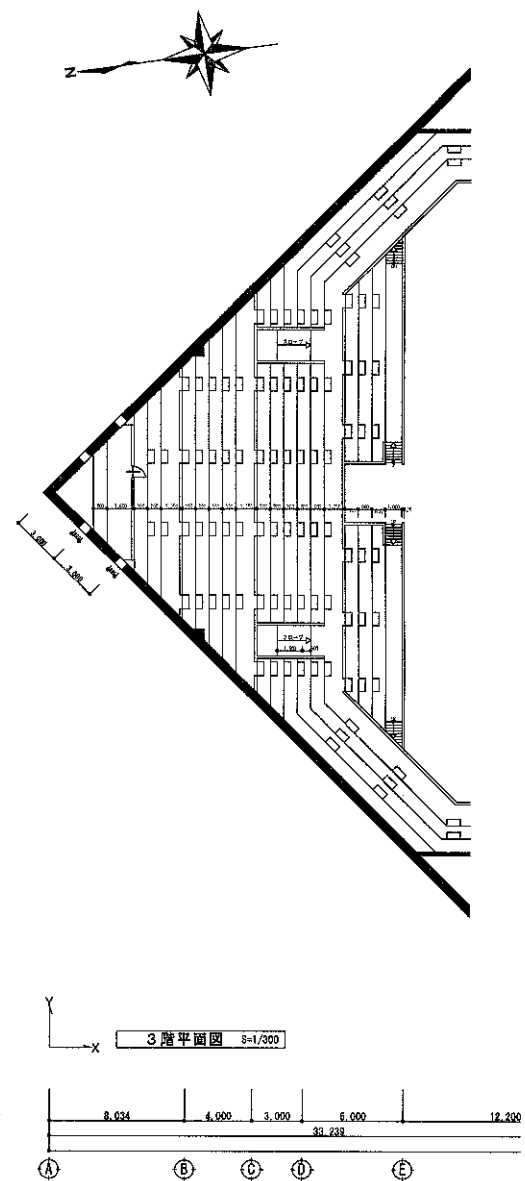
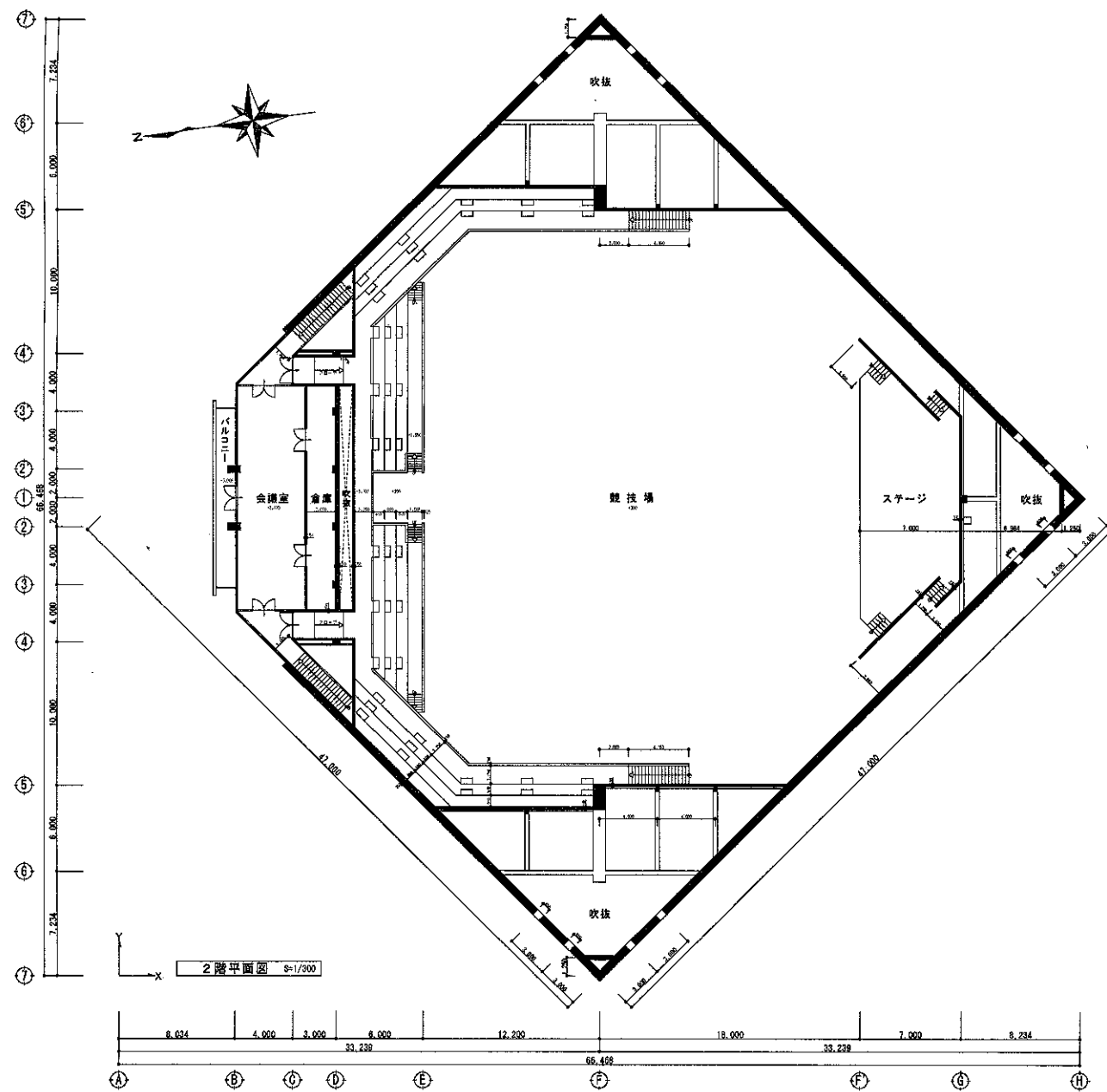
No.	資料名	P.	項目	質問事項	回答
38				指定期間中、構成企業のうちの一社が倒産・破綻等により事業継続が困難となり、やむを得ず共同企業体から離脱せざるを得ない事態が生じた場合、当該企業の業務についてはどのように取り扱うこととなりますでしょうか。 残存する構成企業内で業務の棲み分けを行い管理運営を継続する形になるか、あるいは、市の承認を得た上で、新たな代替企業を構成員として参画させることが求められるのでしょうか。	業務については、残存する構成企業内で業務の棲み分けを行い管理運営を継続してください。 共同企業体等で応募した場合、その構成団体の変更は、原則として認めません。
39			自主事業	① 自動販売機の設置と同様に、行政財産の目的外使用許可を受け、所定の使用料を市へ納付することを前提とした場合、施設内において指定管理者による常設または一時的な物品販売を行うことは認められますか。 ② 上記の物品販売が可能な場合、販売してはならないもの（例えば、飲食物全般、スポーツに関連しない日用品など）等、取り扱いが制限・禁止されている物品の基準はございますか。	①お見込みのとおりです。 ②施設本来の用途または目的を妨げない限度で認めています。
40				河南体育館及び市民体育館におけるトレーニングマシンについて 使用期限が終了しており、安全に使用できない場合は処分の必要がとる現地説明会時にお話ししましたが、その際の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	費用負担は原則指定管理料の範囲で負担していただきたいところですが、大型のマシン等の高額になるものは市との協議となります。
41	募集要項	7	市と指定管理者の責任分担	物価（指定後のインフレ、デフレ）に伴う、人件費、光熱水費の上昇が見受けられる場合は補填の協議が可能という認識でよろしいでしょうか。	試算以上の上昇があれば協議は可能です。
42			備品（屋外施設作業用の車両・その他の機材）について	屋外施設の整備用に配置されている「車両」について、型式等の情報、管理上の負担区分（保険料負担、現在加入保険の種類、車検負担など）についてご教示ください。 また、整備用のレーキやブラシ、除草用の機材等についての保有数・保管状況（場所等）についてもご教示ください。	屋外整備用車両タイタン(形式BKG-LHR85A) 車検にかかる費用の負担及び任意保険、自賠責保険に加入しています。 除草用機材「刈馬王」は2台保有し、1台は体育館倉庫、もう1台はスポーツ広場北側倉庫に保管しています。 スポーツ広場整備用レーキは陸上競技場に8本、球技場（大）に14本、球技場（小）に9本設置しています。また、球技場(大)南側にグラウンドならし(ブラシ付レーキ)を設置しています。
43	決算資料		費目内容の内訳について	「手数料」の定義・業務内容・範囲についてご教示ください。内容として、「業務委託料」の費用内訳との分別のため、「手数料」内の費用内訳（業務内容・年間回数など）の考え方についてもお示しください。	手数料及び業務委託料の内容については、収支実績のとおりです。そのうち、各施設の「事務局分手数料」は「管理費」として計上してください。
44	決算資料			「業務委託料」および「手数料」のうち、外部委託をしている業務ごとの事業者名、また、常駐で人員配置をしている業務（例：日常清掃・受付窓口など）について、現状の配置時間および人数（毎日／週〇日、〇時～〇時・実働〇時間）、〇名配置をご教示ください。	定期業務委託等一覧を開示します。（別添） 現状の配置時間等は次のとおりです。 ○松下、市民（スポ広含む）、河南 ・週7日 ・5人配置（市民体育館は6人配置） ・8:30～17:15（7:30～16:15）2～3人 ※大会等準備が早い日は7:30～ ・14:30～23:15（12:30～21:15）1人 ※21時以降の予約がない日は12:30～ ・休み1～2人 ※月初めの抽選日等の人手がいる日は8:30～1人増 ・その他 河南は休館日（火曜日）は、予約状況に合わせて8:30～か14:30～1人、1日休館等の日がある。 ○市民温水プール ・週6日（月曜休館日） ・13人配置 【4月～9月】 ・7:30～16:15 2人 ・9:30～18:15 4人 ・11:30～20:15 4人 ・休み 3人 【10月～3月】 ・7:30～16:15 2人 ・9:30～18:15 6～7人 ※火曜夜間営業のため9:30～18:15 4人、11:30～20:15 4人、休み3人 ・休み 4～5人
45	体育館等仕様書	17	10 業務引き継ぎ	指定管理者が変更となった場合、次期指定管理者が現地入り（機材搬入及び設置・現地研修等）可能となる時期についてご教示ください。	次期管理者が決まり次第（12月上旬頃）現指定管理者と調整して、現地入りが可能です。
46	決算資料		施設等の修繕について	決算資料にある各年度（R4～7）には、指定管理者が実施する1件20万円以下の修繕の合計額が計上されています。各年度の修繕内容（箇所）及び修繕ごとの金額等についてご教示ください。	N0. 1 8の修繕一覧で確認してください。
47	決算資料		施設等の修繕等について	貴市が過去に実施した修繕「1件20万円以上の修繕の履歴」、現指定管理者が実施した「余剰金による20万円以上の修繕」や「整備に係る購入資材」の内容および金額内訳をご教示ください。	市修繕一覧及び現指定管理者が実施した「余剰金による20万円以上の修繕」、「整備に係る購入資材」の内容を開示します。（別添：各年度スポーツ支出（特定資産））
48			施設修繕に伴う更新後の追加業務について	現地説明会資料等で、今後貴市が実施する修繕「1件20万円以上の修繕」の計画についての説明がありました。現状、稼働がされていない設備機器が更新された後には、しかるべきメンテナンスが必要になると考えられます。仕様書に記載がなく、予算未計上としている設備機器等が更新により稼働された場合などの予算措置について、貴市の考え方をご教示ください。	仕様書に記載がなく、予算未計上としている設備機器等が更新により稼働された場合などは、市との協議となります。
49			河南総合体育館【その他】	隣接地への配慮として、「用水路清掃」「植木剪定」が実施されていますが、作業内容や費用についてご教示ください。 例) 用水路清掃時（汚泥）の処分費、植木剪定時の枝・除草等の処分費	用水路清掃について、4月後半に施設周辺の汚泥を1ヶ所（駐車場の隅）にスコップ、一輪車等で集積。和佐支所へ連絡し、後日業者が回収。（処分費等は不要） 隣接地の剪定・消毒について、田植え期間が終了してから作業を行うといった配慮をしています。作業内容は通常の植木剪定業務です。R7年度の支払額（剪定・消毒・処分）100,650円。

和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

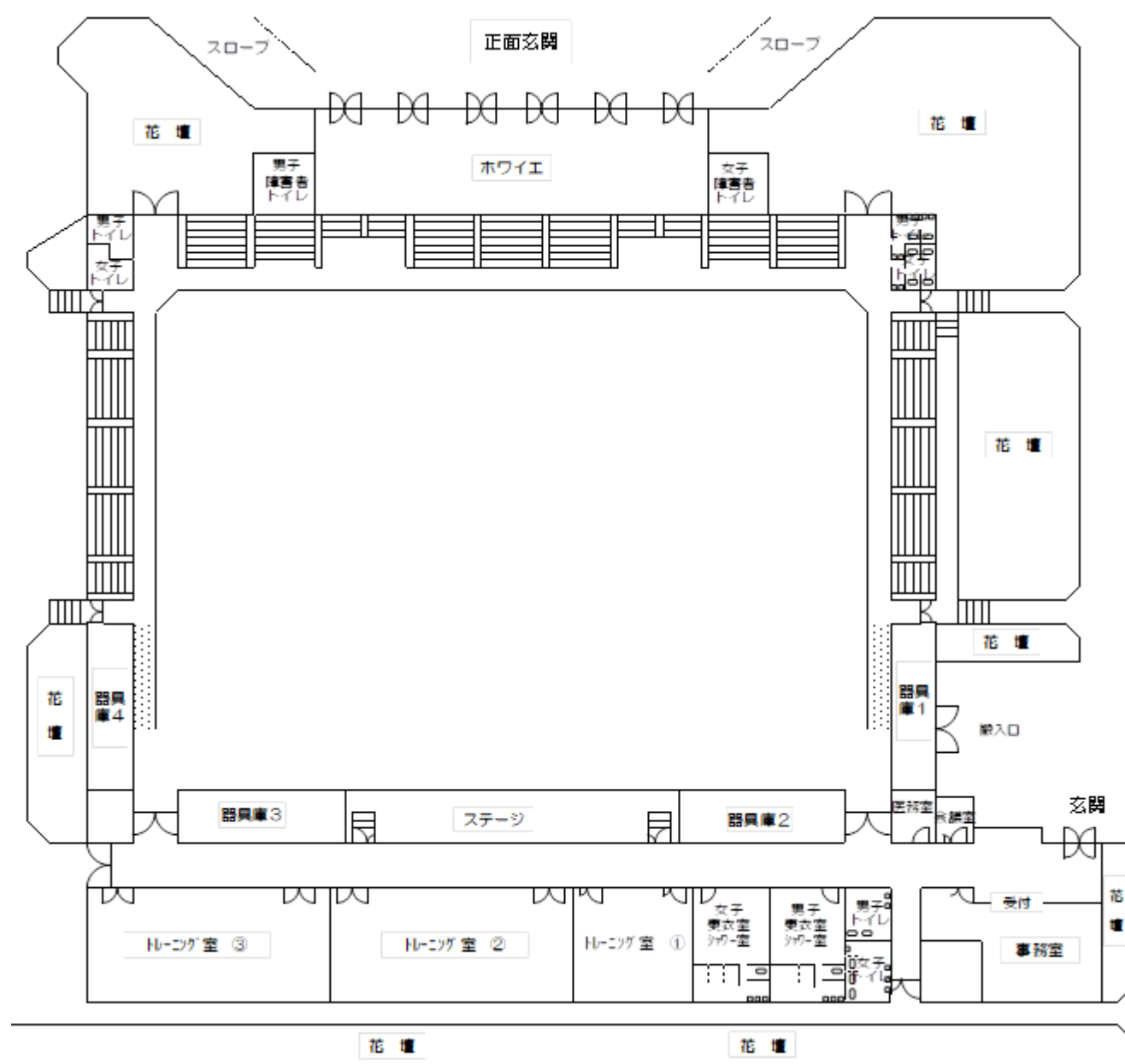
No.	資料名	P.	項目	質問事項	回答
50	体育館等仕様書	11 43	市民スポーツ広場（テニスコート・簡易トイレ）について	台風等の強風の場合、テニスコートのベンチやネット、簡易トイレを固定するよう記載がありますが、一時撤去（場所の移動、再設置）は、過去の台風被害や河川の増水時などの状況でもなかったという理解でよろしいでしょうか。固定したにもかかわらず流されてしまったなどの状況についてもお教示ください。	過去にそれぞれの事案はないと把握しています。
51	体育館等仕様書	10 44	空調設備機械等保守点検業務	業務用エアコンの簡易点検（年4回）があります。対象機器のうち、定期点検（3年に1回）に該当する機器（定格出力7.5kW以上）はないという理解でよろしいでしょうか。	各室外機の定格出力が7.5kW未満のため定期点検の対象外です。なお、アリーナのカスヒートポンプエアコンについては、保守定期点検を年1回、フロア定期点検を3年に1回実施してください。
52	体育館等仕様書	17	17 証憑書類の保存	「指定管理業務に関する書類は、業務終了後5年間保存するものとする。」とありますが、指定管理者が変更となった場合、管理上の書類（報告書等）は残置されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	市民温水プール仕様書	27		更衣室の「芳香剤」、便器洗浄器の「洗浄剤」について、現状のメーカー名（納入先）をご教示ください。	委託業者は足拭きマットの交換のみを行い、芳香剤、便器拭き等は消耗品費で購入して職員で交換を行っています。～委託業者～株式会社 紀州レンタル（ダスキン紀州）
54	募集要項	16	8選定方法	プレゼンテーションへの出席は「1応募者につき3名まで」とありますが、4～5社でコンソーシアムを構成する予定です。1社1名の出席をお認めいただけますか	共同企業体全体（各社の合計）で1応募につき3名までの出席に限りします。
55	体育館等仕様書	6		「日本赤十字救急法救急員の資格を有する者」とあります。令和9年1月に受講予定です。応募時に有していなくても応募可能でしょうか。	管理の開始までに取得見込みで応募可能です。
56	決算資料			業務委託先及び委託金額をご教示ください。	N0. 4 4 定期業務委託一覧で確認してください。
57	体育館等仕様書	6		「各施設には必ず総括責任者（正規雇用職員）1名を配置すること」とあります。正規雇用とは社会保険＆雇用保険に加入している雇用形態と解釈してよろしいでしょうか。	総括責任者として現場で責任を持った対応が出来る者を配置してください。雇用形態は勤務内容に応じて必要な保険等に加入してください。
58	体育館等仕様書	5		「不備がなければ翌日に本予約にする処理を行うこと」とありますが、「翌日」は「翌営業日」と解釈してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
59	体育館等仕様書	6		臨時駐車場の場所をご教示ください。	現地説明会資料【市民スポーツ広場全体配置図】のとおり、球技場（大）の南側の敷地です。
60	体育館等仕様書	6		「スポーツ施設管理士及びスポーツ施設運営士有資格者」とあります。応募時に有していなくても応募可能でしょうか。令和9年6月に受講を予定しています。	早期の取得見込みで応募可能です。

松下体育館平面図

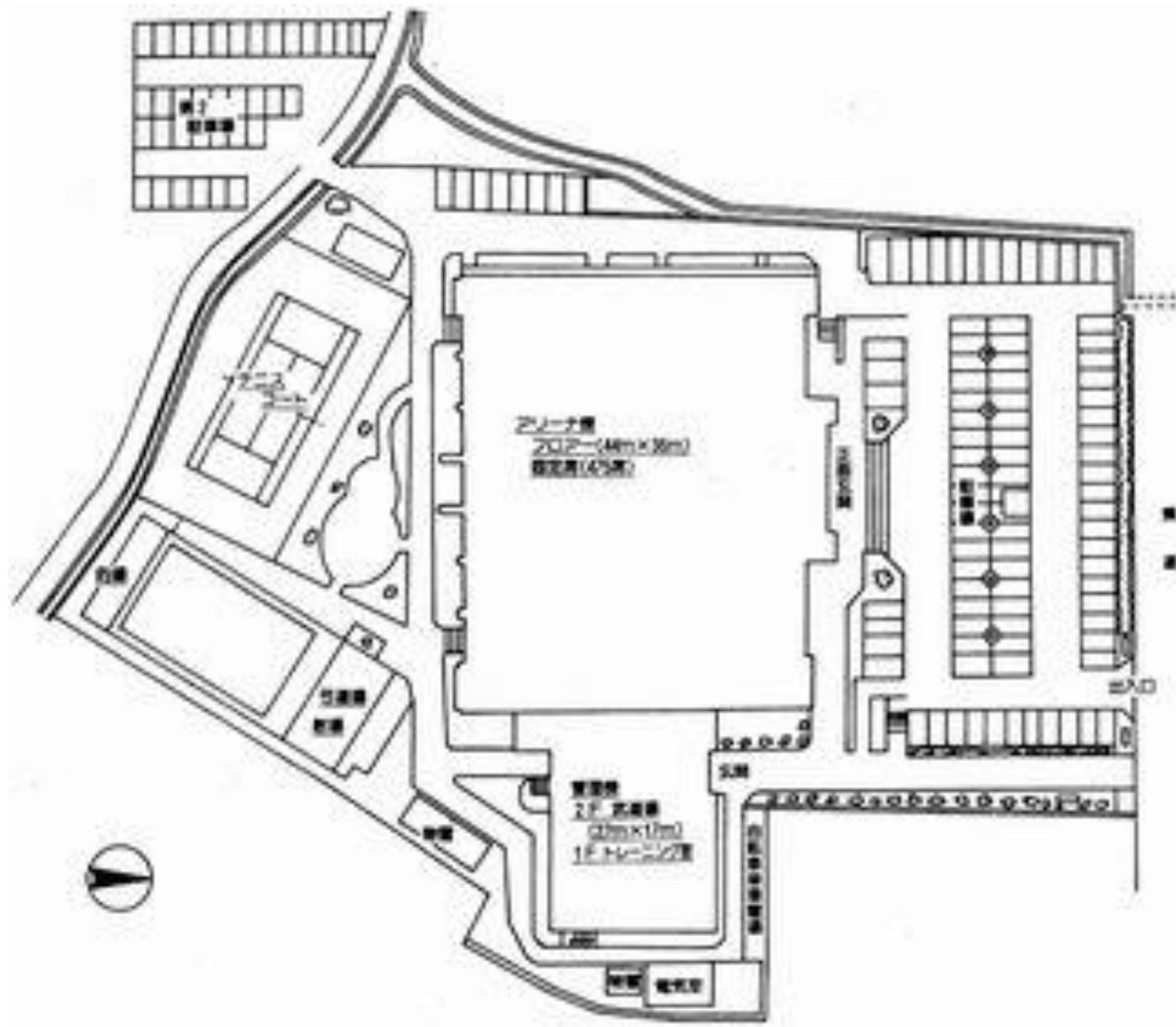




市民体育館平面図

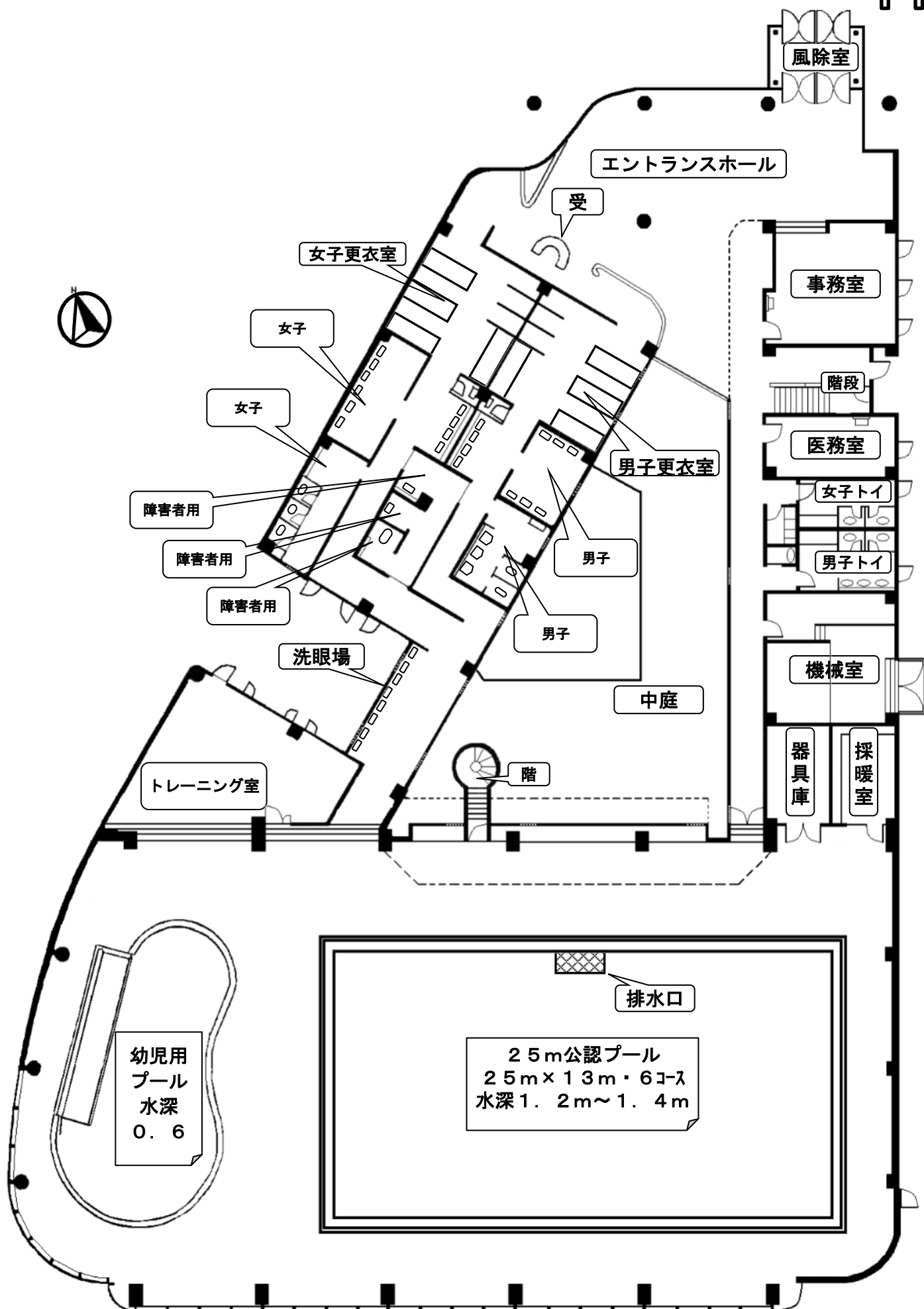


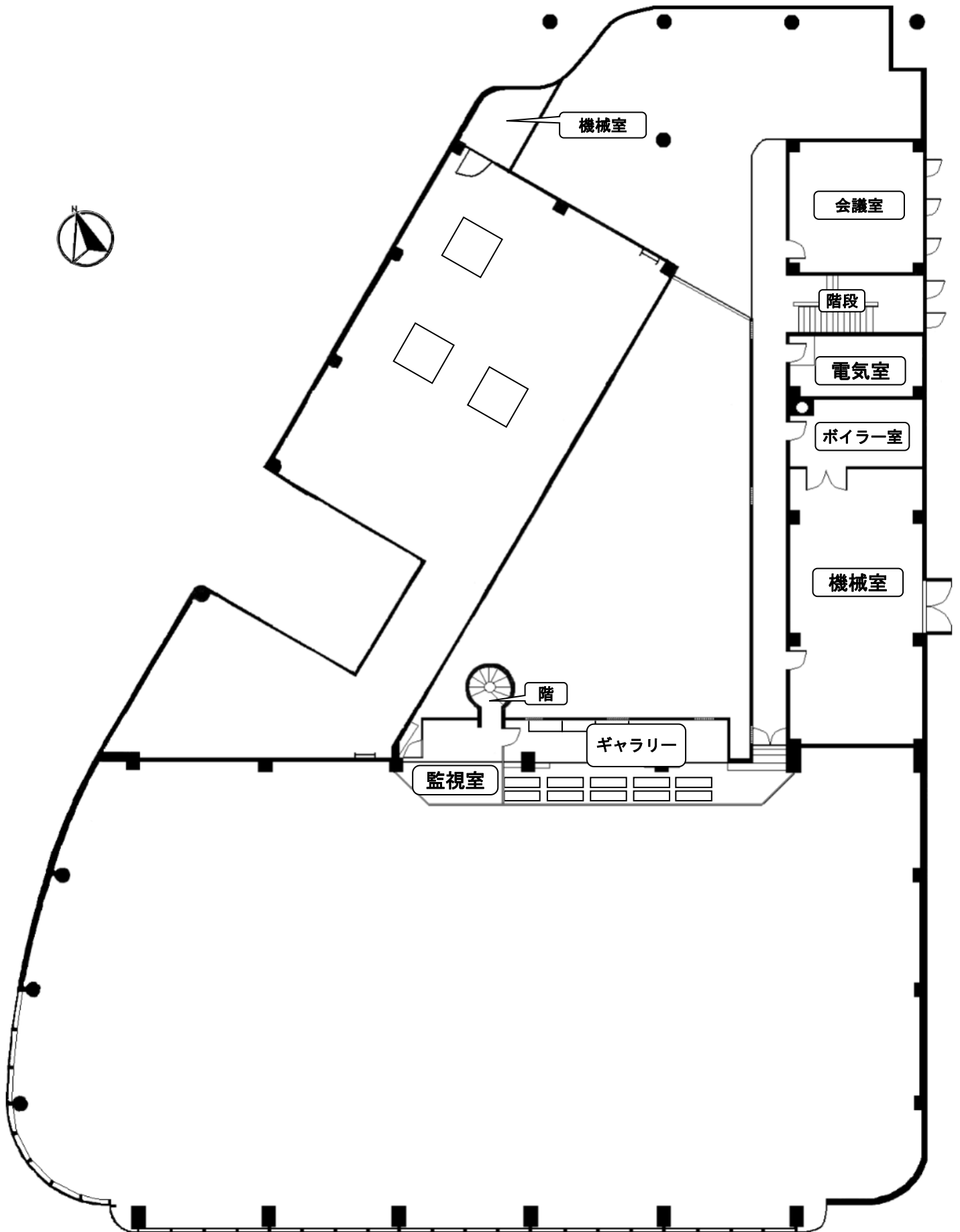
河南総合体育館平面図



和歌山市立市民温水プール平面図

1F





○和歌山市契約規則

平成15年5月30日

規則第83号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札に参加する者の資格（第2条）

第2節 公告及び競争（第3条—第16条）

第3節 落札者の決定等（第17条—第20条）

第4節 電子情報処理組織による一般競争入札の特例（第20条の2・第20条の3）

第3章 指名競争入札（第21条—第23条の2）

第4章 随意契約（第24条—第27条の2）

第5章 せり売り（第28条・第29条）

第6章 契約の締結（第30条—第36条）

第7章 契約の履行（第37条—第39条）

第8章 契約の解除（第40条—第42条）

第9章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が行う契約に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札に参加する者の資格

（入札参加者の資格）

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて本市が行う一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

第2節 公告及び競争

（入札の公告）

第3条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項について公告するものとする。

（1）入札に付する事項

- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す期間及び場所
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項
- (7) 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項
- (8) 契約の締結についての議会の議決の要否
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 郵便による入札書の提出の可否
- (11) 最低制限価格の設定の有無
- (12) その他必要な事項

2 前項の公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、当該期間を5日以内に限り短縮することができる。

(入札保証金の額)

第4条 政令第167条の7第1項の規則で定める入札保証金の額は、入札金額の100分の5に相当する額以上の額（単価による入札にあつては、市長が定める額）とする。

(入札保証金の納付の代替)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金の納付に代えて次に掲げる有価証券を担保に供することができる。

- (1) 国債証券（無記名のものに限る。）
- (2) 地方債証券（無記名のものに限る。）
- (3) 小切手（市長が認める金融機関の自己宛振出小切手又は支払保証小切手に限る。）

(入札保証金の不納付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせないこととすることができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 政令第167条の5第1項の規定により市長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の決定)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格（和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第5条の規定による財産の交換を一般競争入札に付して行う場合にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額）の総額について、当該事項に関する仕様書、設

計画等により予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（調査基準価格の設定等）

第8条 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

- 2 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、当該契約の申込みの価格が公正な取引秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかを決定するものとする。

（最低制限価格の決定）

第9条 市長は、政令第167条の10第2項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の66から100分の92までの範囲内で定めるものとする。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

（予定価格の事前公表）

第10条 市長は、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、予定価格を事前に公表することができる。

（予定価格調書の作成等）

第11条 市長は、予定価格を記載した予定価格調書を作成し、封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、前条の規定により予定価格を入札執行前に公表している場合は、この限りでない。

- 2 調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合は、これらの価格を予定価格に併記しなければならない。

（契約の申込みの無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札における契約の申込みは、無効とする。

- （1）一般競争入札に参加する資格のない者が行った契約の申込み
- （2）同一事項について2以上行った契約の申込み
- （3）違法の行為が介在した契約の申込み
- （4）入札書の記載事項が不明な契約の申込み
- （5）入札書に記名及び押印のない契約の申込み
- （6）その他入札の条件に反して行われた契約の申込み

(入札の方法)

第 13 条 一般競争入札における契約の申込みは、入札書を入札の執行日時までに入札の執行場所に直接提出することにより行わなければならない。

2 入札保証金を要する場合にあつては、前項の入札書に入札保証金を納付した旨を証する書類を添えなければならない。

3 代理人により契約の申込みをしようとするときは、入札の執行前に代理人であることを証する書類を提出しなければならない。

4 市長は、特に必要があるときは、郵便による入札書の提出を認めることができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

(入札に係る行為の取消し)

第 14 条 市長は、入札において違法行為が行われたときは、当該入札に係る行為を取り消すことができる。

(入札の執行の中止)

第 15 条 市長は、入札において違法行為が行われるおそれがあると認めるとき又はやむを得ない事由が生じたときは、当該入札の執行を中止することができる。

(入札の執行の延期)

第 16 条 市長は、特別の理由があるときは、入札の執行を延期することができる。

第 3 節 落札者の決定等

(落札の通知)

第 17 条 市長は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は文書によりその旨を落札者に通知するものとする。

(契約書の提出等)

第 18 条 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に、契約書を市長に交付するとともに契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(議決を要する契約)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、議会の議決を要する契約にあつては、落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に、議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を市長に交付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 市長は、仮契約を締結したものに係る議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を当該契約の相手方に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた仮契約の相手方は、契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。

(入札保証金の返還又は帰属)

第20条 入札保証金は、落札者が決定したとき又は入札に係る行為が取り消されたとき若しくは入札の執行が中止されたときに返還する。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約の締結後に返還する。

2 落札者がその責めに帰すべき事由により契約の締結期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（第5条の規定により入札保証金の納付に代えて担保に供された有価証券を含む。）は、本市に帰属する。

3 第6条の規定により市長が入札保証金を納めさせないこととした者が落札者となった場合において、その者がその責めに帰すべき事由により契約締結期限までに契約を締結しないときは、市長は、その者から落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

第4節 電子情報処理組織による一般競争入札の特例

(定義)

第20条の2 この節並びに第23条の2、第27条の2及び第32条の2において「電子情報処理組織」とは、本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この節において同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による一般競争入札の特例)

第20条の3 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して一般競争入札（公有財産及び物品（和歌山市物品管理規則（昭和51年規則第14号）第2条第1号に規定する備品に限る。次項及び第39条において同じ。）の売払い並びに工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下この条、第23条の2及び第27条の2において同じ。）に係るものに限る。第4項及び第5項において同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して一般競争入札（公有財産及び物品の売払いに係るものに限る。第32条の2において同じ。）を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項第4号	入札執行の日時及び場所	入札の期間及び開札の日時
第3条第2項	入札期日	入札の期間の初日
第4条	入札金額の100分の5	予定価格の100分の10
第12条第4号	入札書の記載事項	入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識するこ

		とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)をいう。次号において同じ。)に記録された事項
第 1 2 条第 5 号	記名及び押印	記名に相当する電磁的記録
第 1 7 条	口頭	当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録
第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項	7 日	1 5 日
第 2 0 条第 1 項ただし書	契約の締結後に返還する	当該落札者から申出があった場合で市長が適当と認めるときは、契約保証金に充てるものとする

3 前項（同項の表第 4 条の項、第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項の項及び第 2 0 条第 1 項ただし書の項を除く。）の規定は、第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して一般競争入札（工事等に係るものに限る。）を行う場合に準用する。この場合において、前項の表第 3 条第 2 項の項中「入札の期間の初日」とあるのは「開札期日」と、同表第 1 7 条の項中「記録」とあるのは「記録、口頭又は文書」と読み替えるものとする。

4 第 1 3 条の規定は、電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札については、適用しない。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札に係る入札の方法については、市長が別に定める。

5 電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札に参加する者は、当該者と保証銀行等（銀行その他市長が相当と認める者をいう。以下この項において同じ。）との間において、当該者に係る入札保証金に相当する現金を市長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（市長が別に定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を市長に提出することにより入札保証金の納付に代えることができる。

第 3 章 指名競争入札

（指名競争入札参加者の登録）

第 2 1 条 指名競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する期間内に入札参加資格に関する申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、遅滞なく当該申請に係る審査を行い、入札参加資格を有すると認めた者について競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

3 前項の規定による競争入札参加有資格者名簿の登録の有効期間は、市長が別に定める。

4 競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、関係書類を添えてその旨を速やかに市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、随時に同項の規定による申請を受理することができる。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

第22条 市長は、指名競争入札に付するときは、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者のうちから入札に参加する者を原則として3人以上指名するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名した者に対して第3条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をする日と入札期日との間には、少なくとも次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数以上の期間を置かななければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、第2号及び第3号に定める期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が1件5,000,000円未満のもの 3日

(2) 予定価格が1件5,000,000円以上50,000,000円未満のもの 10日

(3) 予定価格が1件50,000,000円以上のもの 15日

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第2条及び第4条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による指名競争入札の特例)

第23条の2 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して指名競争入札(工事等に係るものに限る。以下この条において同じ。)を行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して指名競争入札を行う場合における第22条の規定の適用については、同条第3項中「入札期日」とあるのは、「開札期日」とする。

3 第21条、前項の規定により読み替えて適用される第22条及び前条に定めるもののほか、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う指名競争入札による契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の額)

第24条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 2,000,000円

(2) 財産の買入れ 1,500,000円

- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

(発注の見通しに関する事項等の公表)

第24条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定が適用される物品又は役務の調達（以下この条において「適用調達」という。）が見込まれるときは、当該適用調達の見通しについて、次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 適用調達の概要
- (3) 調達の場所
- (4) 契約期間
- (5) 見積書を徴取する時期

2 市長は、前項の規定により公表を行った適用調達について、見積書を徴する相手方を選定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 契約期間
- (3) 見積書を徴する相手方の名称及び選定理由
- (4) 見積書の徴取方法

3 市長は、前項の規定により公表を行った適用調達に係る契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 見積結果
- (3) 契約の相手方の名称及び選定理由
- (4) 契約締結日

4 前3項の規定による公表は、閲覧所を設け、閲覧に供する方法によるものとする。

(予定価格の決定)

第25条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じ予定価格を定める。この場合において、第11条の規定による予定価格調書の作成は、その必要がないと特に認めるときは、省略することができる。

(見積書)

第26条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

(2) 災害の発生等により緊急を要するとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が2人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴することを省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。

(3) その他市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(契約書の提出等)

第27条 契約の相手方は、契約を締結する旨の通知を受けた日から7日以内に契約書を市長に交付するとともに契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(電子情報処理組織による随意契約の特例)

第27条の2 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して随意契約の相手方の決定(工事等に係るものに限る。次項において同じ。)を行うことができる。

2 第24条から前条まで(第24条の2を除く。)に定めるもののほか、前項の規定により電子情報処理組織を使用して行う随意契約の相手方の決定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 せり売り

(せり売りにおける入札保証金の額)

第28条 せり売りにおける政令第167条の7第1項の規則で定める入札保証金の額は、市長が定める額とする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第29条 第2条、第3条、第5条、第6条、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第20条(第3項を除く。)の規定は、せり売りの場合について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあり、及び「入札」とあるのは「せり売り」と、「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の14において準用する政令第167条の5第1項」と読み替えるものとする。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第30条 市長は、契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

- (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約履行場所
 - (5) 契約保証金に関する事項
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他必要な事項
- (契約書の省略等)

第31条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、当該契約が役務の調達に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 契約金額が500,000円を超えないとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 随意契約において市長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約書の作成を省略した場合において、契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該契約の相手方に当該契約の履行を約した書類を提出させるものとする。

(契約保証金の額)

第32条 政令第167条の16第1項の規則で定める契約保証金の額は、その者の契約金額の10分の1に相当する額以上の額（単価契約にあつては、市長が定める額）とする。

(電子情報処理組織による一般競争入札により締結する契約に係る契約保証金の額の特例)

第32条の2 電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札により締結する契約に係る契約保証金の額についての前条の規定の適用については、同条中「その者の契約金額の10分の1に相当する額以上の額（単価契約にあつては、市長が定める額）」とあるのは、「入札保証金の額に相当する額」とする。

(契約保証金の納付の代替)

第33条 契約の相手方は、第5条各号に掲げる有価証券その他確実と認められる担保で市長が定めるものを契約保証金の納付に代えることができる。

(契約保証金の不納付)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の相手方に契約保証金を納めさせないこととすることができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間で本市を被保険者とする契約の履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社との間で履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 政令第169条の7第2項の規定により確実な担保の提供を徴して、延納の特約をするとき。
- (5) 物品の売払契約において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が1,000,000円以下であるとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるとき。
- (8) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

(権利義務の特定承継等の禁止)

第35条 市長は、契約の相手方に契約によって生ずる権利又は義務を第三者に承継させ、又は担保に供させてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合にあっては、この限りでない。

第36条 損害賠償に関しこの規則と定めるところと異なる定めをしたときは、その異なる定めによるものとする。

第7章 契約の履行

(履行期限の延長)

第37条 契約の相手方は、その責めに帰することができない事由により契約の履行期限までにその債務を履行できないときは、当該事由を明記した文書により当該期限の延長を求めることができる。

- 2 市長は、前項の請求があった場合において、適当と認めるときは、相当の期間を定めて当該期限の延長を認めるものとする。

(部分払)

第38条 市長は、契約の相手方が債務の履行を完了する前であっても、債務が履行された部分に係る代金の全部又は一部を支払うことができる。ただし、工事の請負契約にあっては、契約金額が1,000,000円以上のものに限る。

- 2 前項に規定する支払（以下「部分払」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（前払金を支払われている場合にあっては、前払金額を契約金額で除して得

た率を債務が履行された部分の代金に乗じて得た額を当該各号に定める額から控除した額) を超えることができない。

(1) 工事又は製造その他の請負契約(契約の相手方の債務が可分であるものを除く。) 債務が履行された部分に係る代金額の10分の9に相当する額

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 債務が履行された部分に係る代金額の全額

3 部分払の回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない範囲とする。

(1) 10,000,000円未満 1回

(2) 10,000,000円以上30,000,000円未満 2回

(3) 30,000,000円以上50,000,000円未満 3回

(4) 50,000,000円以上100,000,000円未満 4回

(5) 100,000,000円以上 5回

(契約保証金の返還)

第39条 契約保証金は、その保証する契約により本市が取得する債権が存続しなくなったときに、これを返還する。ただし、本市が公有財産又は物品の売払代金に係る債権を有する場合において、契約の相手方から申出があり、かつ、当該相手方が当該売払代金の額から当該相手方が納付した契約保証金の額を控除した金額を納付したときは、市長は、当該契約保証金を当該債権の弁済に充てることができる。

第8章 契約の解除

(契約の解除)

第40条 市長は、民法(明治29年法律第89号)第541条及び第542条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) あらかじめ解除権を留保しておいたとき。

(2) 契約の相手方が政令第167条の4第2項第4号の規定に該当したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約に違反したとき。

第41条 契約の相手方は、民法第541条及び第542条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) あらかじめ解除権を留保しておいたとき。

(2) 本市の都合による契約の変更のため契約金額が当初の額の3分の1以下になるとき又は債務の履行期間が当初の契約期間の2分の1(当該契約期間の2分の1が6月以上のときは、6月)以下になるとき。

(契約解除に伴う措置)

第42条 市長は、第40条の規定により契約を解除した場合は、履行済みの部分に対し市長が適当と認める金額を交付し、当該履行済みの部分等を引き取ることができる。

- 2 第40条（第1号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は、本市に帰属する。
- 3 市長は、第40条（第1号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、契約保証金が納付されていないとき又は契約保証金の額が契約金額の10分の1に満たないときは、契約金額の10分の1に相当する額又は当該10分の1に相当する額と既納の契約保証金との差額を違約金として徴収するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、その解除の事由が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができないものによるものであるときは、この限りでない。

第9章 雑則

第43条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月17日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市契約規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行う入札の公告に係る一般競争入札について適用し、同日前に行った入札の公告に係る一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月２５日）

- １ この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の和歌山市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う契約について適用し、同日前に行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

和歌山市契約規則第34条の運用基準

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「規則」という。）第34条第7号及び第8号の運用については、次のとおりとする。

1 規則第34条第7号に規定する用語の定義

- （1）「公共団体」とは、土地改良区、水害予防組合のように、普通地方公共団体以外の公法人で一定区域の一定の資格要件を有する者によって構成されるものをいう。
- （2）「公共的団体」とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団のように公共的活動を営むものをいい、法人であると否とは問わない。

次に掲げるものは、公共的団体に含むものとする。

ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条に基づき認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）

2 規則第34条第8号を適用できる条件

次に掲げる事項をすべて満たすとき又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が特に認めるとき。

- （1）過去2箇年において次に掲げる税目のすべてについて未納の額がないことを納税証明書の提出により確認することができたとき。

ア 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税

イ 市民税又は法人市民税及び固定資産税

- （2）過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行していること。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

足拭きマット供給業務仕様書

1 対象施設

河南総合体育館

2 基本的事項

指定管理者は、足拭きマットを設置し、定期的に新しいものと交換し、常に良好な状態を維持するよう供給業務を実施すること。

3 業務の範囲

指定管理者は、次に定める業務を行うこと。

(1) 館内の床面の汚れを防ぐため、靴等の汚れ又はシャワー室水滴を取除く足拭きマットの設置を行うこと。

(2) 足拭きマットは、品質に優れたものを使用すること。

(3) 設置数及び交換回数

足拭きマットの交換（1か月に1回交換）

河南総合体育館

・ 管理棟出入口	(900mm×1, 500mm)	3枚
・ 男子シャワー室	(900mm×1, 500mm)	3枚
・ 女子シャワー室	(900mm×1, 500mm)	3枚
・ 体育館通路	(900mm×1, 500mm)	2枚
・ 正面玄関出入口（中央）	(1, 500mm×2, 400mm)	2枚
・ 正面玄関出入口（中央以外）	(900mm×1, 500mm)	2枚

★令和4年度 修繕状況報告

施設名		市民体育館						
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	4 年	4 月	3 日	トレーニング室②ベンチシート破れ補修修繕	指管		0
2	R	4 年	4 月	8 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
3	R	4 年	5 月	10 日	女子便器詰まり修繕	指管		0
4	R	4 年	5 月	30 日	トレーニング室②レッグプレスのボルト破損修繕	指管		
5	R	4 年	6 月	6 日	男子更衣室便器詰まり修繕	指管		0
6	R	4 年	6 月	7 日	事務所網戸落下修繕	指管		0
7	R	4 年	6 月	23 日	会所樹清掃修繕	市	藤本水道	396,000
8	R	4 年	6 月	24 日	トレーニング②ケーブルクロスオーバーのワイヤー修繕	民間	松建工業エム'ズ	28,600
9	R	4 年	7 月	4 日	電気室内照明器具交換修繕	民間	(有)千本電気工事	78,540
10	R	4 年	7 月	8 日	排煙窓コネクター取替修繕	民間	谷口建工	53,240
11	R	4 年	7 月	11 日	トレーニング室②ウエイトベンチ破れ修繕	指管		0
12	R	4 年	8 月	2 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
13	R	4 年	8 月	22 日	トレーニング室②腹筋台足掛部破れ修繕	指管		0
14	R	4 年	9 月	1 日	玄関ホール床タイル修繕	民間	松建工業エム'ズ	199,650
15	R	4 年	9 月	1 日	アリーナSD修正修繕	民間	松建工業エム'ズ	40,150
16	R	4 年	9 月	26 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
17	R	4 年	10 月	17 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
18	R	4 年	11 月	18 日	トレーニング室②レッグプレスワイヤー外れ取付修繕	指管		0
19	R	4 年	11 月	20 日	卓球台足回りゴム取替修繕1台	指管		0
20	R	4 年	12 月	19 日	ウエイトトレーニング室換気扇交換修繕	民間	(有)千本電気工事	74,910
21	R	4 年	12 月	26 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
22	R	5 年	1 月	16 日	トレーニング室② アブベンチ台表皮交換修繕	民間	(株)瀧本	4,700
23	R	5 年	1 月	16 日	トレーニング室② ベンチプレス台表皮交換修繕	民間	(株)瀧本	11,000
24	R	5 年	1 月	21 日	トレーニング室① 空調機リモコン交換修繕	民間	(株)瀧本	20,570
25	R	5 年	1 月	30 日	市民体育館 審判台キャスター交換修繕	民間	(株)瀧本	3,300
26	R	5 年	2 月	7 日	トレーニング室(2)ベンチプレスワイヤー外れ取付修繕	指管		
27	R	5 年	2 月	17 日	男子小便器詰まり修繕	指管		
28	R	5 年	3 月	4 日	野外受水槽マンホール交換修繕	民間	株式会社アステック	86,240
29	R	5 年	3 月	27 日	男子小便器詰まり修繕	指管		0
							合計金額	996,900

★令和4年度 月別修繕状況報告

施設名		松下体育館											
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名	修繕金額(円)			
1	R	4	年	4	月	20	日	卓球台移動用キャスターガタつき修繕	指管	職員	0		
2	R	4	年	4	月	26	日	東西女子トイレドア下覗き防止板はずれ数か所修繕	指管	職員	0		
3	R	4	年	7	月	9	日	防球ネット足もとひび割れ修繕修繕	指管	職員	0		
4	R	4	年	9	月	6	日	卓球台移動用キャスターガタつき修繕	指管	職員	0		
5	R	4	年	9	月	20	日	電源プラグ配線等応急修繕	指管	職員	0		
6	R	4	年	9	月	27	日	東用具庫扉傾き修繕	指管	職員	0		
7	R	4	年	12	月	15	日	アリーナ東扉ストッパーガタつき不良修繕	指管	職員	0		
8	R	4	年	12	月	16	日	2階控室東扉開閉不良修繕	指管	職員	0		
9	R	5	年	1	月	7	日	卓球台移動用キャスターガタつき修繕	指管	職員	0		
10	R	5	年	1	月	30	日	アリーナ観覧席階段手摺脱落修繕	指管	職員	0		
11	R	5	年	1	月	30	日	北東側散水栓蛇口ニップル取替修繕	指管	職員	0		
12	R	5	年	2	月	7	日	フットサルゴールネット(2台)張替修繕	指管	職員	0		
13	R	5	年	2	月	26	日	東側女子トイレ6ヶ所排水つまり修繕	指管	職員	0		
14	R	5	年	3	月	13	日	アリーナ東扉ストッパーガタつき不良修繕	指管	職員	0		
15	R	5	年	3	月	17	日	卓球台高さ調整用アジャスター交換修繕	指管	職員	0		
									合計金額		0		

★ 令和4年度 月別修繕状況報告

施設名		河南総合体育館									
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名	修繕金額(円)	
1	R	4	年	4	月	1	日	非接触体温計誤作動になり再接続して復帰	指管 職員	0	
2	R	4	年	4	月	6	日	事務所前床タイル剥がれを接着補修	指管 職員	0	
3	R	4	年	4	月	11	日	弓道場の鉄柵不良を注油補修	指管 職員	0	
4	R	4	年	4	月	26	日	武道場入口天井から雨漏れ対応。	指管 職員	0	
5	R	4	年	4	月	27	日	医務室天井から雨漏れ対応。	指管 職員	0	
6	R	4	年	5	月	3	日	弓道場シャッターの異音修繕	指管 職員	0	
7	R	4	年	5	月	7	日	管理棟男女トイレ詰まりを通管	指管 職員	0	
8	R	4	年	5	月	12	日	管理棟女子トイレ水圧調整	指管 職員	0	
9	R	4	年	6	月	4	日	事務所出入口付近タイル剥がれ補修	指管 職員	0	
10	R	4	年	6	月	13	日	宿直室・事務所エアコン移設	民間 (有)千本電気工事	154,000	
11	R	4	年	6	月	20	日	正面玄関付近タイル剥がれ補修	指管 職員	0	
12	R	4	年	7	月	4	日	屋内消火栓設備の複式ボールタップ取替	民間 (株)サニコン	106,150	
13	R	4	年	7	月	25	日	アリーナ男子トイレ及び屋上給水管修繕	民間 谷口建工	30,250	
14	R	4	年	8	月	31	日	管理棟南側出入口ドア調整	指管 職員	0	
15	R	4	年	9	月	1	日	バスケットボールのゴールボード取替	民間	70,600	
	R	4	年	9	月				市 (株)瀧本	499,400	
16	R	4	年	9	月	30	日	弓道場の的場倉庫引き戸調節	指管 職員	0	
17	R	4	年	12	月	1	日	ハンドボールゴールネット交換	指管 職員	0	
18	R	5	年	3	月	3	日	アリーナ観客席取替修繕	民間 谷為事務機(株)	199,650	
19	R	5	年	3	月	18	日	アリーナ雨水排水管破損修繕	民間 (株)増野工務店	79,728	
									合計金額	1,139,778	

★令和4年度 月別修繕状況報告

施設名		市民スポーツ広場			修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額 (円)
No.		修 繕 年 月 日						
1	R	4 年 4 月 19 日			身体障害者トイレ水洗バルブ内側シリコンスプレー塗布	指管		¥0
2	R	4 年 5 月 10 日			乗用草刈機(刈馬王1号)刈刃交換	指管		¥0
3	R	4 年 5 月 20 日			テニスコートEテニスネット交換	指管		¥0
4	R	4 年 5 月 27 日			公用車車検(自賠責保険料・重量税含む)	民間	昌英自動車整備工業	¥124,950
5	R	4 年 6 月 10 日			乗用草刈機(刈馬王1号)刈刃駆動用シャフト及び冷却ファン交換	民間	(株)東海近畿クボタ	¥44,869
6	R	4 年 6 月 28 日			乗用草刈機(刈馬王2号)刈刃交換	指管		¥0
7	R	4 年 8 月 9 日			乗用草刈機(刈馬王1号)ステアリングシャフト交換	民間	(株)東海近畿クボタ	¥12,696
8	R	4 年 9 月 13 日			乗用草刈機(刈馬王2号)刈刃交換	指管		¥0
9	R	4 年 10 月 12 日			乗用草刈機(刈馬王2号)ナイフステー・エンジンオイル交換	民間	(株)東海近畿クボタ	¥23,716
10	R	4 年 10 月 31 日			テニスコートEクラック修繕	民間	浅川道路株式会社	¥99,000
11	R	4 年 11 月 8 日			乗用草刈機(刈馬王1号)ミッション駆動用オイル・エンジンオイル交換	民間	(株)東海近畿クボタ	¥14,124
12	R	4 年 12 月 13 日			乗用草刈機(刈馬王1号)刈刃交換	指管		¥0
13	R	5 年 1 月 31 日			球技場グラウンド南側排水路整備	民間	浅川道路株式会社	¥198,000
14	R	5 年 2 月 8 日			野球場ムーブレットトイレ手洗い蛇口の詰り除去	指管		¥0
							合計金額	¥517,355

★令和4年度 修繕状況報告

施設名		市民体育館								
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	4 年	4 月	6 日	身体障害者用更衣室シャワー垂れ壁修繕		民間	谷口建工	18,150	
2	R	4 年	5 月	18 日	入口土間タイル修繕		民間	谷口建工	80,190	
3	R	4 年	5 月	18 日	浄化槽周辺囲コンクリ剥がれ修繕		指管	職員	0	
4	R	4 年	8 月	24 日	網戸取付移設修繕		民間	松建工業エムズ	199,331	
5	R	4 年	12 月	17 日	男子更衣室和式トイレフラッシュ弁パッキン取替修繕		民間	斎藤水道	17,600	
6	R	5 年	2 月	1 日	トレーニング室感知器消防設備取替修繕		民間	(株)サニコン	12,650	
								合計金額	327,921	

スポーツ振興課修繕

No.		修繕年月日				修繕内容(箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	4年	6月	27日		男子シャワー室天井修繕	民間	松建工業エムズ	397,100
2	R	4年	9月	30日		目洗い場室天井修繕	民間	松建工業エムズ	398,860

★令和5年度 修繕状況報告

施設名		市 民 体 育 館								
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)		
1	R	5 年	4 月	4 日	女子便器詰まり修繕	指管		0		
2	R	5 年	4 月	10 日	外部汚水管修繕	市	(株)藤本水道	330,000		
3	R	5 年	4 月	28 日	トレーニングマシンワイヤー修繕	民間	谷口建工	42,130		
4	R	5 年	5 月	9 日	扇風機三脚修繕	指管		0		
5	R	5 年	5 月	9 日	トレーニング器具「リストローラー」ハンドル修繕	指管		0		
6	R	5 年	7 月	2 日	扇風機電源部分修繕	指管		0		
7	R	5 年	7 月	2 日	トレーニング室マシンハンドル修繕	指管		0		
8	R	5 年	7 月	13 日	アリーナ西側バレーボール支柱用床金具修繕	指管		0		
9	R	5 年	7 月	18 日	女子更衣室扇風機交換修繕	民間	(有)千本電気工事	64,680		
10	R	5 年	7 月	19 日	女子講師室手洗い器修繕	民間	谷口建工	38,720		
11	R	5 年	7 月	20 日	スケール修繕	指管		0		
12	R	5 年	7 月	29 日	女子更衣室手洗い蛇口節水コマ取替	指管		0		
13	R	5 年	8 月	9 日	扇風機ワイヤー修繕	指管		0		
14	R	5 年	9 月	11 日	身障者男子便所入口引き戸修繕	民間	谷口建工	8,800		
15	R	5 年	10 月	18 日	トレーニング室ランニングマシンベルト調節	指管		0		
16	R	5 年	11 月	22 日	アリーナ壁面テープ修繕	指管		0		
17	R	5 年	12 月	18 日	アリーナ東側男子和洋式排水つまり修繕	指管		0		
18	R	5 年	12 月	21 日	トレーニング室エアロバイク修繕	指管		0		
19	R	5 年	12 月	23 日	外灯照明修繕	民間	(株)マルナカ電機	155,100		
20	R	6 年	1 月	23 日	フットサルゴール床クッション修繕	指管		0		
21	R	6 年	2 月	6 日	アリーナ観客席修繕	指管		0		
22	R	6 年	2 月	9 日	正面玄関ホール床修繕	民間	株式会社増野工務店	199,650		
23	R	6 年	2 月	17 日	ベンチプレスラック高さ調整修繕	指管		0		
24	R	6 年	2 月	18 日	外部汚水管修繕	市	株式会社藤本水道	390,500		
25	R	6 年	2 月	19 日	加圧給水ポンプユニット修繕	民間	株式会社アステック	224,400		
26	R	6 年	2 月	21 日	おもいやり駐車場看板修繕	民間	有限会社フルヤ宣伝	39,600		
27	R	6 年	3 月	4 日	ウエイトルーム床修繕	民間	株式会社増野工務店	158,400		
28	R	6 年	3 月	8 日	トレーニングマシン(ラットプルダウン)ウエイトガードレール修繕	指管		0		
29	R	6 年	3 月	13 日	卓球台脚固定金具修繕	指管		0		
							合計金額	1,651,980		

★令和5年度 月別修繕状況報告

施設名		松下体育館							
No.		修 繕 年 月 日			修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)	
1	R	5	年	4 月 4 日	電話通話時ノイズ発生のため、電線取替修繕	民間	NTT	0	
2	R	5	年	4 月 17 日	アリーナ東扉ストッパーガタつき不良修繕	指管	職員	0	
3	R	5	年	5 月 1 日	卓球台G1台安全ロックレバー取り付け部増し締め修繕	指管	職員	0	
4	R	5	年	5 月 10 日	西側男子トイレ床排水詰まり通管清掃修繕	指管	職員	0	
5	R	5	年	5 月 16 日	卓球台キャスター脚部溶接修繕	民間	株)瀧本	25,000	
6	R	5	年	5 月 24 日	南側グラウンド西側フェンス穴塞ぎ修繕	指管	職員	0	
7	R	5	年	6 月 20 日	卓球台G1台移動用キャスターガタつき不良修繕	指管	職員	0	
8	R	5	年	6 月 26 日	卓球台G1台移動用キャスターガタつき不良修繕	指管	職員	0	
9	R	5	年	7 月 13 日	国旗ポールロープ取替え修繕	民間	谷口建工	52,140	
10	R	5	年	7 月 27 日	得点版キャスター脚部折損部ビス止め補強修繕	指管	職員	0	
11	R	5	年	8 月 15 日	アリーナコンセント部蓋割れ修繕	指管	職員	0	
12	R	5	年	8 月 25 日	男子東トイレ洗面パイプ詰まり修繕	指管	職員	0	
13	R	5	年	9 月 25 日	アリーナ階段手摺エンドキャップ外れ修繕	指管	職員	0	
14	R	5	年	10 月 13 日	防球ネット足外れ修繕	指管	職員	0	
15	R	5	年	10 月 30 日	アリーナ床ささくれ修繕	指管	職員	0	
16	R	6	年	2 月 9 日	バドミントン支柱高さ調整ねじ穴修繕	指管	職員	0	
17	R	6	年	3 月 13 日	東廊下扉取っ手外れ修繕	指管	職員	0	
18	R	6	年	3 月 15 日	アリーナ東扉ストッパーガタつき不良修繕	指管	職員	0	
							合計金額	77,140	

★令和5年度 修繕状況報告

施設名		河南総合体育館											
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名		修繕金額(円)		
1	R	5 年	4 月	9 日	アリーナ観客席の座面割れのため交換		指管	職員			0		
2	R	年	5 月	9 日	南側出入口ドア修繕		民間	(株)増野工務店			199,980		
3	R	年	6 月	6 日	進入路スロープタイル修繕		民間	(株)増野工務店			109,296		
4	R	年	7 月	11 日	弓道場 的場左倉庫ドア鍵穴部調整		指管	職員			0		
5	R	年	9 月	28 日	弓道場 的場左倉庫ドア鍵穴部調整		指管	職員			0		
6	R	年	11 月	7 日	非常用発電機の蓄電池等修繕		民間	(株)サニコン			172,150		
7	R	年	12 月	1 日	機械室ドア鍵穴修繕		民間	(株)萩金物			61,600		
8	R	6 年	1 月	4 日	アリーナ床の木片割れ修繕		民間	谷口建工			81,840		
9	R	年	2 月	11 日	アリーナ送水パルプ水漏れ修繕		民間	斎藤水道			372,900		
10	R	年	2 月	12 日	アリーナ床の木片割れ修繕		民間	谷口建工			110,000		
									合計金額		1,107,766		

★令和5年度 月別修繕状況報告

施設名		市民スポーツ広場				No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名		修繕金額(円)
1	R	5	年	5	月	9	日				乗用草刈機(刈馬王2号)刈刃交換		指管			0
2	R	5	年	5	月	12	日				球技場西側フェンスに草刈時石跳防止ネット取付		指管			0
3	R	5	年	5	月	25	日				球技場排水路に集水柵設置		指管			0
4	R	5	年	5	月	28	日				公用車車検(自賠責保険料・重量税含む)		民間	昌英自動車整備工業		134,960
5	R	5	年	6	月	13	日				乗用草刈機(刈馬王1号)オイル漏れ		民間	(株)東海近畿クボタ		59,257
6	R	5	年	6	月	14	日				乗用草刈機(刈馬王2号)刈刃交換		指管			0
7	R	5	年	6	月	21	日				乗用草刈機(刈馬王1号)刈刃ボルト交換		指管			0
8	R	5	年	6	月	23	日				テニスコートコート看板付けなおし		指管			0
9	R	5	年	6	月	30	日				乗用草刈機(刈馬王2号)刈刃駆動ベルト・ハンドルキー交換		民間	(株)東海近畿クボタ		21,775
10	R	5	年	7	月	25	日				車両牽引用グラントレーキのボルト(36本)交換		指管			0
11	R	5	年	7	月	28	日				乗用草刈機(刈馬王2号)左前輪・右後輪パンク修理		民間	(株)東海近畿クボタ		31,020
12	R	5	年	8	月	24	日				公用車のDPD(排気ガス浄化装置)修繕		民間	昌英自動車整備工業		30,580
13	R	5	年	8	月	10	日				障害者トイレ注水用ホース一部交換		指管			0
14	R	5	年	8	月	17	日				臨時駐車場入口バリケード脚部取替修繕		指管			0
15	R	5	年	9	月	6	日				球技場グラウンド南側排水路修繕		民間	浅川道路株式会社		94,600
16	R	5	年	9	月	22	日				身体障害者トイレ手洗い蛇口の詰り除去		民間	(有)前畑建材店		49,500
17	R	5	年	9	月	29	日				臨時駐車場入口バリケード脚部取替修繕		指管			0
18	R	5	年	10	月	13	日				テニスコートDコートネット交換		指管			0
19	R	5	年	11	月	7	日				陸上競技場手洗い蛇口修繕		民間	(有)前畑建材店		59,400
20	R	5	年	11	月	9	日				サイクリングロード側フェンス補修		指管			0
21	R	5	年	11	月	28	日				乗用草刈機(刈馬王2号)ナイフステー等交換修理		民間	(株)東海近畿クボタ		26,070
22	R	6	年	1	月	16	日				テニスコートEFコートクラック修繕		市	浅川道路株式会社		498,300
23	R	6	年	1	月	24	日				臨時駐車場河側フェンス交換修繕		民間	(株)増野工務店		199,870
24	R	6	年	2	月	6	日				テニスコート前駐車場区画線設置修繕		民間	浅川道路株式会社		180,400
25	R	6	年	3	月	25	日				テニスコートFコートクラック修繕		民間	浅川道路株式会社		82,500
26	R	6	年	3	月	26	日				乗用草刈機(刈馬王2号)クラッチワイヤー調整		民間	(株)東海近畿クボタ		6,050
														合計金額		1,474,282

令和5年度 修繕状況報告書

施設名		市民温水プール							
No.		修 繕 年 月 日			修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額 (円)	
1	R	5 年	6 月	12 日	男子更衣室和式トイレフラッシュバルブ取替修繕	民間	斎藤水道商会	57,420	
2	R	5 年	12 月	22 日	障がい者用更衣室エアコンファンコイル修繕	民間	サニコン	48,400	
3	R	6 年	1 月	18 日	2階廊下誘導灯取替修繕	民間	サニコン	114,400	
4	R	6 年	3 月	25 日	玄関ロビーLED照明器具取替修繕 出入口付近4台	民間	中島電機	176,000	
5	R	6 年	3 月	25 日	玄関ロビーLED照明器具取替修繕 中央付近4台	民間	中島電機	176,000	
6	R	6 年	3 月	25 日	玄関ロビーLED照明器具取替修繕 西側付近4台	民間	中島電機	176,000	
7	R	6 年	3 月	25 日	玄関ロビーLED照明器具取替修繕 事務所出入口付近4台	民間	中島電機	176,000	
8	R	6 年	3 月	25 日	玄関ロビーLED照明器具取替修繕 受付付近2台	民間	中島電機	88,000	
							合計金額	1,012,220	

スポーツ振興課修繕

No.		修 繕 年 月 日			修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額 (円)	
1	R	5 年	9 月	27 日	市民温水プール清掃機修繕	民間	瀧本	203,500	
2	R	5 年	10 月	30 日	市民温水プール温水循環ポンプ修繕	民間	サニコン	330,000	
3	R	6 年	2 月	1 日	市民温水プールNo.2真空ヒーターメインノズル取替修繕	民間	サニコン	385,000	

★令和6年度 修繕状況報告

施設名		市 民 体 育 館														
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)			区分	業者名		修繕金額(円)					
1	R	6 年	4 月	22 日	トレーニング室(2)東側窓ブラインド修繕			民間	谷口建工		39,600					
2	R	6 年	4 月	22 日	トレーニングマシンワイヤー修繕			民間	谷口建工		19,800					
3	R	6 年	4 月	24 日	フットサルゴールネット修繕			指管			0					
4	R	6 年	5 月	7 日	ドコモ電波改善工事			民間	ドコモ		0					
5	R	6 年	5 月	15 日	ランニングマシンベルト調整			指管			0					
6	R	6 年	5 月	17 日	卓球ネット修繕			指管			0					
7	R	6 年	5 月	21 日	アリーナ観客席ボルト撤去			指管			0					
8	R	6 年	5 月	21 日	電気室漏水補修			民間	大芝建材		132,000					
9	R	6 年	6 月	7 日	トレーニングマシンワイヤー修繕			指管			0					
10	R	6 年	6 月	9 日	アリーナ男子洋式トイレ詰まり修繕			指管			0					
11	R	6 年	6 月	10 日	ランニングマシンエンドキャップ取付及び調整			指管			0					
12	R	6 年	6 月	26 日	トレーニングマシン金具固定			指管			0					
13	R	6 年	6 月	27 日	アリーナ階段修繕			民間	谷口建工		5,500					
14	R	6 年	7 月	20 日	ケーブルマシンワイヤー修繕			民間	谷口建工		16,720					
15	R	6 年	7 月	20 日	アームカール、レッグプレスワイヤー修繕			民間	谷口建工		26,840					
16	R	6 年	7 月	28 日	卓球ネット、カウンター修繕			指管			0					
17	R	6 年	8 月	22 日	アリーナフロア傷テープ補修			指管			0					
18	R	6 年	8 月	23 日	扇風機三脚修繕			指管			0					
19	R	6 年	8 月	26 日	アリーナフロア傷テープ補修			指管			0					
20	R	6 年	9 月	8 日	事務所空調機修繕			民間	東和冷機		171,600					
21	R	6 年	9 月	9 日	アリーナ防球ネット留め具修繕			指管			0					
22	R	6 年	9 月	19 日	トレーニング室1空調機修繕			民間	マルナカ電機		99,000					
23	R	6 年	9 月	19 日	アリーナ舞台下引き戸修繕			民間	谷口建工		22,000					
24	R	6 年	10 月	1 日	ランニングマシンベルト調整			指管			0					
25	R	6 年	10 月	18 日	アリーナフロア傷テープ補修			指管			0					
26	R	6 年	11 月	16 日	ラットブルマシンワイヤー修繕			指管			0					
27	R	6 年	12 月	24 日	フットサルゴールネット修繕			指管			0					
28	R	7 年	1 月	20 日	アリーナ内バドミントンポール穴修繕			指管			0					
29	R	7 年	1 月	30 日	消防用設備(受信機予備電池)修繕			民間	サニコン		94,600					
30	R	7 年	1 月	31 日	事務所屋上漏水部分修繕			市	大芝建材		500,000					
31	R	7 年	1 月	31 日	事務所屋上漏水部分修繕			民間	大芝建材		116,000					
32	R	7 年	2 月	11 日	レッグプレスマシンワイヤー修繕			指管			0					
33	R	7 年	2 月	25 日	アリーナ大時計修繕			民間	和歌山弱電設備		23,100					
34	R	7 年	2 月	26 日	ラットブルマシンワイヤー修繕			指管			0					
35	R	7 年	3 月	8 日	男子更衣室シャワーカーテン修繕			指管			0					
36	R	7 年	3 月	10 日	外部給水管漏水修繕			市	藤本水道		242,000					
37	R	7 年	3 月	21 日	アリーナ床傷修繕			民間	増野工務店		158,950					
38	R	7 年	3 月	21 日	事務所天井ボード修繕			民間	増野工務店		76,450					
39	R	7 年	3 月	21 日	受水槽塗装修繕			市	藤本水道		220,000					
40	R	7 年	3 月	26 日	ウエイトルーム台フレーム修繕			民間	増野工務店		52,800					
41	R	7 年	3 月	28 日	トレーニング室(2)ブラインド取替修繕			民間	谷口建工		192,148					
									合計金額		2,209,102					

★令和6年度 月別修繕状況報告

施設名		松下体育館									
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名	修繕金額(円)	
1	R	6	年	4	月	4	日	体育館ボイラー室外側の扉の開閉不良修繕	指管	職員	0
2	R	6	年	4	月	22	日	客席手摺のがたつき修繕	指管	職員	0
3	R	6	年	4	月	25	日	客席ベンチ修繕	指管	職員	0
4	R	6	年	6	月	1	日	卓球台E1台移動用キャスターがたつき不良修繕	指管	職員	0
5	R	6	年	7	月	21	日	客席のネジの緩み点検 8席増し締め修繕	指管	職員	0
6	R	6	年	9	月	2	日	観客席修繕	民間	谷口建工	12,100
7	R	6	年	10	月	14	日	卓球台B、1台移動用キャスターがたつき不良修繕	指管	職員	0
8	R	6	年	10	月	26	日	東扉ストッパー緩み増し締め修繕	指管	職員	0
9	R	6	年	11	月	25	日	客席階段手摺のがたつき修繕	指管	職員	0
10	R	6	年	12	月	11	日	木製モップ棚修繕	指管	職員	0
11	R	6	年	12	月	16	日	ハンドボールゴールのボルト破損取替修繕	指管	職員	0
12	R	6	年	12	月	21	日	卓球台F、1台移動用キャスターがたつき不良修繕	指管	職員	0
13	R	6	年	12	月	27	日	観客席修繕	民間	谷口建工	9,900
14	R	6	年	12	月	29	日	6人制バレーボールポイント塗装修繕	民間	株式会社瀧本	194,500
15	R	7	年	1	月	8	日	卓球台B、1台移動用キャスターがたつき不良修繕	指管	職員	0
16	R	7	年	1	月	13	日	木製モップ棚修繕	指管	職員	0
17	R	7	年	2	月	1	日	東側扉ストッパー修繕	指管	職員	0
18	R	7	年	2	月	3	日	アリーナ床修繕	民間	谷口建工	148,500
19	R	7	年	2	月	4	日	アリーナドア修繕(防球ネット取付け)	民間	谷口建工	58,740
20	R	7	年	2	月	12	日	客席ネジ止め修繕	指管	職員	0
21	R	7	年	2	月	15	日	客席ネジ止め修繕	指管	職員	0
22	R	7	年	2	月	17	日	照明リモコンスイッチ修繕	民間	(株)RTAステーション	47,960
23	R	7	年	3	月	3	日	東側女子トイレ洋式トイレ全て詰まり修繕	指管	職員	0
24	R	7	年	3	月	8	日	東側女子トイレ洋式トイレ全て詰まり修繕	指管	職員	0
25	R	7	年	3	月	12	日	卓球台B、キャスターがたつき修繕	指管	職員	0
26	R	7	年	3	月	22	日	バドミントン支柱の蝶ねじ修繕	指管	職員	0
27	R	7	年	3	月	25	日	ハンドボールゴールネットスティック修繕	民間	株式会社瀧本	12,500
28	R		年		月		日				
29	R		年		月		日				
30	R		年		月		日				
									合計金額	484,200	

★ 令和6年度 修繕状況報告

施設名		河南総合体育館											
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名		修繕金額 (円)		
1	R	6	年	4	月	18	日	進入口タイル補修	指管	職員	0		
2	R		年	4	月	24	日	管理棟女性トイレ詰まり通管	指管	職員	0		
3	R		年	5	月	28	日	アリーナ水銀灯安定器取替、武道館コンセント取替修繕	民間	RTAステーション	89,980		
4	R		年	6	月	19	日	弓道場鑑の東側倉庫引き戸の高さ調節	指管	職員	0		
5	R		年	6	月	24	日	浄化槽室内ばっきブロワ取替修繕	市	和歌山市清掃	458,780		
6	R		年	7	月	2	日	アリーナ内コンセント増設修繕	民間	RTAステーション	38,170		
7	R		年	7	月	14	日	アリーナ東側倉庫引き戸の調節	指管	職員	0		
8	R		年	7	月	18	日	体育館正面出入口タイル修繕	民間	増野工務店	80,300		
9	R		年	7	月	31	日	タイピン型ワイヤレスマイク修繕	民間	RTAステーション	18,700		
10	R		年	8	月	28	日	医務室の換気扇屋外フード取付修繕	民間	RTAステーション	11,385		
11	R		年	9	月	28	日	アリーナ床修繕	民間	谷口建工	165,000		
12	R		年	12	月	3	日	アリーナトイレ(男子、女子)及び屋外散水栓修繕	民間	安井管材(株)	82,500		
13	R		年	12	月	17	日	障害者用トイレ便座修繕	民間	安井管材(株)	52,800		
14	R		年	12	月	23	日	浄化槽フローポンプ室鍵修理	指管	職員	0		
15	R		年	12	月	23	日	アリーナ床修繕	民間	谷口建工	165,000		
16	R		年	12	月	26	日	バスケットボール時間リモコン操作盤修繕	民間	(株)瀧本	10,300		
17	R		年	1	月	31	日	消防設備不具合箇所修繕	民間	(株)サニコン	28,600		
18	R		年	3	月	17	日	冷水機メンテナンス作業	民間	(株)OSGコーポレーション	31,900		
19	R		年		月		日						
20	R		年		月		日						

★令和6年度 月別修繕状況報告

施設名		市民スポーツ広場							
No.	修 繕 年 月 日					修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	6	年	5	月 9 日	テニスコートフェンス取付水道ホース交換	指管		¥0
2	R	6	年	5	月 16 日	乗用草刈機(刈馬王1号機・2号機)刈刃交換	指管		¥0
3	R	6	年	5	月 31 日	公用車車検	民間	昌英自動車整備工業	¥122,199
4	R	6	年	7	月 5 日	テニスコートコートセンターベルト留金具修繕	民間	(株)増野工務店	¥32,780
5	R	6	年	8	月 6 日	野球場・陸上競技場共用水栓取替修繕	民間	前畑建材店(株)	¥55,000
6	R	6	年	8	月 20 日	乗用草刈機(刈馬王1号機・2号機)刈刃交換	指管		¥0
7	R	6	年	8	月 29 日	障害者トイレ注水用ホース破損修繕	指管		¥0
8	R	6	年	10	月 11 日	障害者トイレ水栓取替修繕	民間	前畑建材店(株)	¥56,100
9	R	6	年	10	月 22 日	乗用草刈機(刈馬王2号機)刈刃交換	指管		¥0
10	R	7	年	1	月 15 日	乗用草刈機(刈馬王1号機)刈刃交換	指管		¥0
11	R	7	年	3	月 6 日	テニスコート横トイレ清掃及び注水用ホースを塩ビパイプに交換	指管		¥0
12	R	7	年	3	月 17 日	テニスコートHコートクラック修繕	民間	(株)浅川道路	¥198,000
								合計金額	¥464,079

令和6年度 修繕状況報告書

施設名		市民温水プール						
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	6 年	4 月	30 日	男子シャワー室水洗トイレ漏水修繕	民間	安井管財	183,700
2	R	6 年	5 月	31 日	プール入場料金表取替修繕	民間	フルヤ宣伝	57,200
3	R	6 年	6 月	19 日	エアハンドリングユニットVベルト取替修繕	民間	サニコン	22,880
4	R	6 年	6 月	19 日	受水槽膨張タンクボールタップ取替修繕	民間	サニコン	125,400
5	R	6 年	7 月	1 日	LED照明器具取替修繕 機械室高圧電気室	民間	中島電機	122,100
6	R	6 年	8 月	2 日	券売機新紙幣対応識別装置取替修繕	民間	ケイエム和歌山	104,500
7	R	6 年	8 月	19 日	男女シャワー室水栓取替修繕	民間	安井管財	198,000
8	R	6 年	9 月	25 日	ファンコイル水漏れ修繕 2階会議室	民間	サニコン	24,200
9	R	6 年	10 月	30 日	採暖室一酸化炭素濃度計取替修繕	民間	タキハタ	47,300
10	R	7 年	2 月	6 日	プール内ひび割れ等修繕	民間	増野工務店	181,500
11	R	7 年	2 月	6 日	消防設備修繕(消火器・火災報知器)	民間	サニコン	27,500
12	R	7 年	2 月	7 日	トイレ排水管通管修繕	民間	サニコン	44,000
13	R	7 年	3 月	10 日	LED照明器具取替修繕 観覧室	民間	中島電機	189,200
14	R	7 年	3 月	10 日	LED照明器具取替修繕 監視室	民間	中島電機	111,100
15	R	年	月	日				
							合計金額	1,438,580

スポーツ振興課修繕

No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	6 年	4 月	8 日	和歌山市民温水プール給水管漏水修繕	民間	安井管財	474,100
2	R	7 年	3 月	30 日	プール内計測タイマー取替修繕	民間	タキモトスポーツ	2,750,000
3	R	年	月	日				

★令和7年度 月別修繕状況報告

施設名		松下体育館									
No.		修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)		区分	業者名	修繕金額(円)	
1	R	7	年	5	月	5	日	フロア木片剥がれ補修(応急処置)	指管	職員	0
2	R	7	年	5	月	6	日	客席ネジ止め修繕	指管	職員	0
3	R	7	年	6	月	3	日	東側出入口ドア修繕	民間	谷口建工	19,800
4	R	7	年	8	月	2	日	客席ネジ止め修繕	指管	職員	0
5	R	7	年	8	月	12	日	アリーナ床配線溝蓋取替え修繕	民間	谷口建工	35,750
6	R	7	年	9	月	1	日	ハンドボールゴールネットスティック取付け修繕	指管	職員	0
7	R	7	年	9	月	24	日	卓球台Bキャスターがたつき修繕	指管	職員	0
8	R	7	年	10	月	1	日	卓球台Eキャスターがたつき修繕	指管	職員	0
9	R	7	年	10	月	13	日	卓球台Bキャスターがたつき修繕	指管	職員	0
10	R	7	年	11	月	23	日	会議室机修繕	指管	職員	0
11	R	7	年	12	月	12	日	東側客席ネジ止め修繕	指管	職員	0
12	R	7	年	12	月	25	日	床フローリング修繕(ポリウレタン塗装)	民間	株式会社瀧本	188,500
13	R	8	年	1	月	7	日	卓球台Bキャスターがたつき修繕	指管	職員	0
14	R	8	年	1	月	8	日	バスケットゴール取り付け部分修繕	民間	セノー	0
15	R	8	年	1	月	21	日	西側女子トイレ掃除用具庫取っ手取替修繕	指管	職員	0
16	R	8	年	1	月	29	日	LED外灯取付修繕	民間	谷為事務機	33,000
17	R	8	年	2	月	5	日	補給水槽ボールタップ取替修繕	民間	サニコン	33,000
18	R	8	年	2	月	16	日	床フローリング修繕(ポリウレタン塗装)	民間	株式会社瀧本	62,700
19	R	8	年	2	月	28	日	ボックスウッド修繕	民間	株式会社松風園	77,000
20	R	8	年	3	月	2	日	卓球台Bキャスターがたつき修繕	指管	職員	0
									合計金額	449,750	

★令和7年度 修繕状況報告

施設名		市民体育館						
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	7 年	4 月	15 日	トレーニング室(2)扇風機修繕	指管		0
2	R	7 年	4 月	26 日	トレーニングマシンワイヤー修繕	指管		0
3	R	7 年	5 月	16 日	フットサルゴールネット修繕	指管		0
4	R	7 年	5 月	16 日	トレーニングマシンワイヤー修繕	民間	谷口建工	57,420
5	R	7 年	5 月	21 日	ランニングマシンエンドキャップ取付及びベルト調整	指管		0
6	R	7 年	6 月	5 日	管理棟男子トイレ洗面台詰まり修繕	指管		0
7	R	7 年	7 月	2 日	アリーナ扇風機修繕	指管		0
8	R	7 年	7 月	3 日	トレーニング室(1)空調機ドレン水抜き作業	指管		0
9	R	7 年	7 月	4 日	駐車場出入口停止線修繕	民間	浅川道路(株)	132,000
10	R	7 年	7 月	11 日	アリーナ西側男子トイレ洗面台修繕	民間	谷口建工	29,150
11	R	7 年	7 月	14 日	トレーニング室(1)空調機修繕	民間	東和冷機株式会社	99,990
12	R	7 年	7 月	14 日	アリーナ扇風機修繕	指管		0
13	R	7 年	7 月	24 日	フロア汚れ落とし作業	指管		0
14	R	7 年	7 月	29 日	誘導灯バッテリー取替修繕(アリーナ北西側1、西側1)	民間	株式会社サニコン	91,300
15	R	7 年	7 月	31 日	ガスヒューポンバッテリー2台取替	民間	泉鋼管工事株式会社	0
16	R	7 年	8 月	11 日	館内ドアクローズ調整	指管		0
17	R	7 年	8 月	14 日	トレーニング室(3)扇風機修繕	指管		0
18	R	7 年	9 月	13 日	ランニングマシンエンドキャップ取付及びベルト調整	指管		0
19	R	7 年	9 月	14 日	フットサルゴールボルト調整	指管		0
20	R	7 年	9 月	17 日	卓球台脚修繕	指管		0
21	R	7 年	9 月	25 日	ランニングマシンエンドキャップ取付及びベルト調整	指管		0
22	R	7 年	9 月	30 日	アリーナ扇風機修繕	指管		0
23	R	7 年	9 月	30 日	アリーナ吊り下げ防球ネット修繕	指管		0
24	R	7 年	9 月	30 日	受水槽ボールタップ修繕	民間		39,380
25	R	7 年	10 月	1 日	トレーニング室(3)扇風機修繕	指管		0
26	R	7 年	10 月	8 日	ケーブルマシンワイヤー修繕	指管		0
27	R	7 年	10 月	13 日	男子更衣室床板修繕	指管		0
28	R	7 年	10 月	23 日	アリーナ腰壁修繕	指管		0
29	R	7 年	11 月	3 日	レッグプレスマシンワイヤー修繕	指管		0
30	R	7 年	11 月	19 日	ベンチプレス台修繕	指管		0
31	R	7 年	12 月	23 日	管理棟女子トイレウォシュレット修繕	民間		53,900
32	R	7 年	12 月	28 日	トレーニング室(2)マッサージベルト修繕	指管		0
33	R	8 年	1 月	6 日	ケーブルマシンワイヤー修繕	指管		0
34	R	8 年	2 月	13 日	ケーブルマシンワイヤー修繕	指管		0
35	R	8 年	3 月	1 日	男子更衣室コインロッカー修繕	指管		0
							合計金額	503,140

★令和7年度 修繕状況報告

[illegible]

★ 令和7年度 月別修繕状況報告

施設名		河南総合体育館			修繕内容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額 (円)
No.		修繕年	月	日				
1	R	7	年	5月23日	管理棟女子トイレ詰まり通管	指管	職員	0
2	R	7	年	6月6日	弓道場鑑的東側倉庫引き戸修繕	指管	職員	0
3	R	7	年	6月19日	管理棟男子トイレ詰まり通管	指管	職員	0
4	R	7	年	7月24日	消防設備不具合箇所修繕	民間	(株)サニコン	30,470
5	R	7	年	8月6日	武道場ブラインド修繕	民間	インテリア北岡	47,740
6	R	7	年	8月16日	ポール灯球交換修繕	民間	RTAステーション	38,170
7	R	7	年	8月30日	アリーナ床、補修	指管	職員	0
8	R	7	年	9月19日	アリーナ倉庫シャッター修繕	民間	増野工務店	83,545
9	R	7	年	9月30日	アリーナ床、補修	指管	職員	0
10	R	7	年	10月30日	アリーナ座席修繕	指管	職員	0
11	R	7	年	11月21日	モップハンガー修繕	民間	谷為事務機	5,940
12	R	7	年	11月26日	事務室エアコン水漏れ修繕	民間	RTAステーション	7,700
13	R	7	年	12月3日～	アリーナ座席修繕	指管	職員	0
14	R	7	年	12月18日	屋外物置開閉扉修繕	指管	職員	0
15	R	7	年	12月22日	アリーナ通風口修繕	指管	職員	0
16	R	8	年	1月17日	武道場ブラインド修繕	指管	職員	0
17	R	8	年	1月17日	屋外北側倉庫扉修繕	指管	職員	0
18	R	8	年	1月18日	屋外テニスコート修繕	指管	職員	0
19	R	8	年	1月23日	事務所棟北側扉修繕	指管	職員	0
20	R	8	年	1月23日	ポール灯球交換修繕	民間	RTAステーション	22,000
21	R	8	年	1月30日	事務所棟正面扉修繕	指管	職員	0
22	R	8	年	2月2日	屋外テニスコート修繕	指管	職員	0
23	R	8	年	3月16日	河南体育館東側外部擁壁ひび割れ部修繕	民間	(株)増野工務店	440,000
24	R	8	年	3月24日	弓道場軽量シャッター修繕	民間	(株)増野工務店	425,700
25	R	8	年	3月24日	アリーナ女子トイレ修繕	民間	安井管材(株)	62,480
26	R		年	月 日				
27	R		年	月 日				
28	R		年	月 日				
29	R		年	月 日				
30	R		年	月 日				
							合計金額	1,163,745

★令和7年度 月別修繕状況報告

施設名		市民スポーツ広場			修 繕 内 容 (箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
No.		修 繕 年 月 日						
1	R	7 年 4 月 8 日			テニスコートフェンス水道パイプ取付	指管		¥0
2	R	7 年 5 月 8 日			スポーツ広場水道メーター取替作業	民間	石橋工務店	¥0
3	R	7 年 6 月 5 日			乗用草刈機(刈刃王1号機)フィルタ交換修繕 (業者)	民間	(株)近畿クボタ	¥26,389
4	R	7 年 6 月 7 日			公用車車検(自賠責保険料・重量税含む)	民間	昌英自動車整備工業	¥175,097
5	R	7 年 9 月 6 日			球技場内サッカーゴールネット修理	指管		¥0
6	R	7 年 10 月 17 日			乗用草刈機(刈刃王2号機)ステアリングボックス交換修繕 (業者)	民間	(株)近畿クボタ	¥61,028
7	R	7 年 11 月 11 日			乗用草刈機(刈馬王1・2号機)点火プラグ及び刈刃駆動ベルト交換(業者)	民間	(株)近畿クボタ	¥33,330
8	R	7 年 11 月 19 日			球技場東側簡易トイレドア修繕	指管		¥0
9	R	8 年 2 月 4 日			球技場内サッカーゴールネット修繕	指管		¥0
10	R	8 年 2 月 5 日			球技場内サッカーゴールネット修繕	指管		¥0
11	R	8 年 2 月 18 日			球技場内サッカーゴールネット修繕	指管		¥0
12	R	8 年 2 月 18 日			テニスコートAコートクラック修繕	民間	浅川道路(株)	¥370,700
13	R	8 年 3 月 6 日			球技場内サッカーゴールネット張替	指管		¥0
14	R	8 年 3 月 7 日			陸上競技場内共用水栓取替修繕(業者)	民間	(株)増野工務店	¥32,780
15	R	8 年 3 月 23 日			球技場サッカーゴール修繕	民間	(株)増野工務店	¥36,300
16	R	8 年 3 月 23 日			乗用草刈機(刈馬王1号機)ナイフステー交換(業者)	民間	(株)近畿クボタ	¥19,052
17	R	8 年 3 月 26 日			野球場ベンチ上テント張替修繕	民間	(株)増野工務店	¥199,650
18	R							
19	R							
20	R							
21	R							
22	R							
23	R							
24	R							
25	R							
26	R							
27	R							
28	R							
29	R							
30	R							
31	R							
32	R							
33	R							
							合計金額	¥954,326

令和7年度 修繕状況報告書

施設名		市民温水プール						
No.	修 繕 年 月 日				修 繕 内 容（箇所）	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	7 年	4 月	25 日	ボイラー風圧スイッチ取替修繕	民間	(株)サニコン	144,430
2	R	7 年	6 月	1 日	空調機制御盤マグネットスイッチ取替修繕	民間	(株)サニコン	74,250
3	R	7 年	7 月	10 日	男子トイレ及び障がい者トイレ配管修繕	民間	藤本水道	48,400
4	R	7 年	11 月	2 日	受付前監視カメラ設置	民間	谷為電機(株)	41,800
5	R	7 年	11 月	7 日	男女更衣室火災報知器取替修繕	民間	(株)サニコン	52,800
6	R	8 年	2 月	21 日	火災報知器取替修繕(ロビー系統)	民間	(株)サニコン	159,500
7	R	8 年	2 月	21 日	火災報知器取替修繕(更衣室及び廊下系統)	民間	(株)サニコン	193,600
8	R	8 年	2 月	27 日	プール浄活水装置メンテナンス(手数料支出)	民間	(株)シマムラ	687,540
9	R	8 年	2 月	27 日	プール浄活水装置メンテナンスに伴うハーネス取替修繕	民間	(株)シマムラ	71,500
10	R	8 年	3 月	25 日	男子更衣室天井扇風機取替修繕	民間	中島電機	74,800
11	R	8 年	3 月	30 日	事務室照明LED取替修繕	民間	中島電機	272,800
12	R	年	月	日				
13	R	年	月	日				
14	R	年	月	日				
15	R	年	月	日				
							合計金額	1,821,420

スポーツ振興課修繕

No.	修繕年月日				修繕内容(箇所)	区分	業者名	修繕金額(円)
1	R	8年	1月	25日	男女シャワー室配管修繕	民間	和歌山市管工協同組合	1,846,567
2	R	年	月	日				
3	R	年	月	日				

利用者アンケート集計（令和7年度）

松下体育館

性別	男性	35%	女性	65%		
年齢	20歳未満	15%	20歳代	11%	30歳代	9.0%
	40歳代	9.0%	50歳代	16.4%	60歳代	12.3%
	70歳代以上	27.0%				

設備・サービスについて			満足度
a	料金に見合ったサービスである	公平・平等なサービス について	78.7%
b	利用手続きの簡単さ		77.1%
c	開館時間の適切さ		86.0%
d	閉館時間の適切さ		83.6%
集計			81.4%
e	利用料金の適切さ	利用料金につて	78.1%
集計			78.1%
f	利用時間区分の適切さ	利用区分の適切さにつて	80.3%
集計			80.3%
g	運動用具等の充実度	付帯設備の充実度につて	78.0%
集計			78.0%
h	職員の接客態度	スタッフの接客態度等 について	80.9%
i	対応の対応の適切さ		83.1%
j	職員の電話対応		80.8%
集計			81.6%
k	アリーナの清潔さ	施設の清潔さについて	81.5%
l	ロビー・廊下の清潔さ		82.6%
m	トイレの清潔さ		83.1%
n	建物外の清潔さ		81.8%
集計			82.3%

	満足度
総合的満足度	75.2%

ふだんの運動・施設使用状況について	使用率
1.公共のスポーツ施設	54.0%
2.小・中・高等学校のスポーツ施設	26.3%
3.民間のスポーツ施設	13.9%
4.職場のスポーツ施設	2.2%
5.その他	3.6%

ご意見一覧

- ・エアコンがほしい
- ・一番はこの間の耐震の際クーラーの設備をして頂けなかったこと。利用料金1人100円か200円可。
- ・避難所になっているので、冷房設備がほしい。古い卓球台を新しくしてほしい。職員の対応は、親切である。
- ・冷風機を設置して頂きたい。
- ・卓球台がきれいでセッティングが楽に出来、助かります。フェンスがもう少しあると良いかな。

ご意見一覧

- 24時間ネットで受付できるようにしてほしい！
- 親切に対応して下さいます。いつもありがとうございます。
- シャワー室の床面がぬるぬるしていたが、最近掃除してくれて良くなった。定期的にお願いします。
- クーラー設置を検討されたい。
- ゴールネットを修理してほしいです。よろしくお願いします。
- 海南のように1時間単位で借りられるようにしてほしい。必要時間で借りたい。
- ゴールネットを早く直してほしい。利用時間を1時間ごとに借りられるようにしてほしい。
- 主にハンドボールを利用しております。ゴールネットがやぶれており、工夫して利用しています。利用時間の中に駐車場に入る出る時間が含まれている。他の場所は体育館を利用している時間になっている。
- 色々と少々古い、でもOK
- 利用から閉館までに少し時間がほしい。
- いつもきれいにしていただき、ありがとうございます。
- 夏場とても暑いのでもう少し涼しく過ごせたらいいなあと思います。
- 新しいバスケットゴールを設置して頂けて助かりました。
- バスケットゴールの出し方の説明をもう少し優しく教えてくれたらやりやすかった。
- 今まで備品として長年使用していたフェンス等が急に使用できなくなり固定された場所から動かせなくなったため不便。規定が変更される場合は事前に開示してほしいし有料でも利用できるように改善して頂きたい。
- みどりのネットが使えなくなって不便です。使用料を払うので使わせてほしいです。バスケの用具をずっと置いているので、ボールが拾いにくいです。
- 体育館のすみが砂砂利でボールが汚れるので掃除をお願いしたいです。緑のマットの台車の下にボールが入るので改善してほしい。
- 端の方にゴミが多い、ボールにゴミが付くのでもう少しキレイにしてほしい。
- 備品がほこりになるような場所においてあり、不潔になりがちなので、収納場所を適切な場所に変更してほしい。
- 床の掃除が行き届いていない、備品（ネット等）有料でもいいので利用させてほしい。
- 冷暖房がない
- 冷暖房設備がほしい

利用者アンケート集計（令和7年度）

市民体育館

性別 男 49% 女 51%

年齢 20歳未満 0% 20歳代 19% 30歳代 18%
40歳代 13% 50歳代 14% 60歳代 22%
70歳代以上 14%

I 市民体育館の設備・サービスについておたずねします

			満足度
a	料金に見合ったサービスである	公平・平等なサービス について	77.4%
b	利用手続きの簡単さ		77.8%
c	開館時間の適切さ		86.6%
d	閉館時間の適切さ		84.4%
集計			81.6%
e	利用料金の適切さ	利用料金について	74.4%
集計			74.4%
f	利用時間区分の適切さ	利用区分の適切さについて	80.2%
集計			80.2%
g	運動用具等の充実度	付帯設備の充実度について	77.2%
集計			77.2%
h	職員の接客態度	スタッフの接客態度等に について	87.0%
i	対応の適切さ		87.4%
j	職員の電話応対		85.0%
集計			86.5%
k	アリーナの清潔さ	施設の清潔さについて	81.6%
l	ロビー・廊下の清潔さ		78.6%
m	トイレの清潔さ		74.6%
n	建物外の清潔さ		78.2%
集計			78.3%

	満足度
総合的満足度	77.4%

II ふだんの運動・施設使用状況等についておたずねします ※複数回答に対する割合

1	公共のスポーツ施設	ふだん、運動・スポーツを している場所	94.3%
2	小・中・高等学校のスポーツ施設		5.7%
3	民間のスポーツ施設		13.2%
4	職場のスポーツ施設		1.6%
5	その他		0.2%

※総合的な満足度に対するご意見

令和7年度

意見		改善策
美化	シャワー室のマットのカビ取りをしてほしいです。	職員及び清掃業者で施設内の点検・美化活動に努めます。
	掃除機の吸い込みが悪い時が多い モップの誇りが吸い取れない	
	シャワー室きれいにしてほしいです。	
	トレーニング室①の床をきれいにしてほしい。	
	きれいで使いやすい。	—
設備・用具	更衣室に椅子が欲しい。	予算の都合上すぐに設置は難しいのですが、要望が多ければ、今後検討します。
	広い体育館で大人数の利用がとても便利です。	—
	シャワー室のカーテンレールの補修。	定期的に点検・作業を行い、点検後、劣化が著しい用具等については、新品に交換します。
	前回は書きましたが、卓球ネットが古くぼろぼろになっているものもあります。チェーン付きのネットに替えてください。(2人)	
	トイレ用スリッパがきたない。	
サービス	テニスコート一面でも貸してほしい。	アリーナを分割するには、利用者の安全面を考慮して防球ネットを設置する必要があります。しかし、当館のアリーナは、物理的に防球ネットを設置することが困難なため分割することができません。
	上靴、下靴の区分がややこしい。	分かりにくい表示については、改善していきます。
サービス	いつも快適に利用させてもらっています。	—
	23時まで開いているのがありがたい。	—
	電話対応が良い。	—

利用者アンケート集計（令和7年度）

河南総合体育館

性別 男 46人 女 54人

年齢 20歳未満 1% 20歳代 16% 30歳代 25%
 40歳代 22% 50歳代 15% 60歳代 14%
 70歳代以上 7%

設備・サービスについて

			満足度
a	料金に見合ったサービスである	公平・平等なサービス について	82.4%
b	利用手続きの簡単さ		83.6%
c	開館時間の適切さ		87.6%
d	閉館時間の適切さ		85.4%
集計			84.8%
e	利用料金の適切さ	利用料金につて	76.4%
集計			76.4%
f	利用時間区分の適切さ	利用区分の適切さにつて	80.0%
集計			80.0%
g	運動用具等の充実度	付帯設備の充実度につて	79.6%
集計			79.6%
h	職員の接客態度	スタッフの接客態度等に について	89.2%
i	対応の適切さ		89.6%
j	職員の電話対応		86.2%
集計			88.3%
k	アリーナの清潔さ	施設の清潔さについて	81.0%
l	ロビー・廊下の清潔さ		81.6%
m	トイレの清潔さ		80.4%
n	建物外の清潔さ		83.2%
集計			81.6%

		満足度
総合的満足度		81.7%

ふだんの運動・施設使用状況等について

	使用率
1.公共のスポーツ施設	74%
2.小・中・高等学校のスポーツ施設	10%
3.民間のスポーツ施設	13%
4.職場のスポーツ施設	1%
5.その他	2%

ご意見一覧

不満がない

気持ちよく使わせてもらってます

エアコンがないので夏が暑い

扇風機の首振りが故障していたり、冷房がないのはやや不満です

空調設備をどうにかしてほしい、夏場が暑くて厳しいです

トイレに便座消毒をつけて下さい

通気をよくしてほしい、シャワー室のカーテン変えて下さい

ご意見一覧

夏のクーラーが欲しい

空調施設の充実をお願いします

空調設備をお願いします

弓道場のシャッターが重すぎる、柱が重い女性にはきつい開けるのに苦労する

利用時間区分が不適、もう少し柔軟な設定を求む

閉館時間がアリーナ予約の有無に左右されるため不便である(更衣室の利用者)

利用者に対し、上から目線の接客をされた。社会人として適切な対応を求む。

モップが汚れています。掃除機が吸いません

建物自体古くなっている面もあり、ゴミや汚れの部分が目立つが、しょうがない部分もあると思う

エアコンがあったらいいとおもいます

夏期、冬期は、エアコンが必要だと考えます

時間区分を見直してほしい

利用者アンケート集計（令和7年度）

市民スポーツ広場

性別	男	61%	女	39%			
年齢	20歳未満	8%	20歳代	8%	30歳代	15%	
	40歳代	23%	50歳代	15%	60歳代	19%	
	70歳代以上	12%					

I 市民スポーツ広場の設備・サービスについておたずねします。

			満足度
a	料金に見合ったサービスである	公平・平等なサービス	74.6%
b	利用手続きの簡単さ		70.2%
	集計		72.4%
c	利用料金の適切さ	利用料金につて	74.6%
	集計		74.6%
d	利用時間区分の適切さ	利用区分の適切さにつて	73.6%
	集計		73.6%
e	運動用具等の充実度	付帯設備の充実度につて	68.4%
	集計		68.4%
f	職員の接客態度	スタッフの接客態度等について	74.0%
g	対応の対応の適切さ		75.0%
h	職員の電話応対		73.8%
	集計		74.3%
i	施設の清潔さ	施設の清潔さについて	67.4%
j	トイレの清潔さ		62.2%
	集計		64.8%

	満足度
総合的満足度	82.0%

II ふだんの運動・施設使用状況等についておたずねします。※複数回答に対する割合

1	公共のスポーツ施設	ふだん、運動・スポーツをしている場所	86.0%
2	小・中・高等学校のスポーツ施設		9.0%
3	民間のスポーツ施設		5.0%
4	職場のスポーツ施設		0.0%
5	その他		0.0%

ご意見一覧

- ・コートの子ビを何とかしてほしいです。（2件）
（回答）毎年、予算内でコートの一部を補修しています。
- ・自動販売機の設置を希望。（他1件）
（回答）国土交通省の規制により、建造物の設置は許可されていません。
- ・テニスコートに日陰を作てほしい。（他2件）
（回答）簡易的なテントですが、和歌山市に予算要求を行っています。
- ・振込みなど便利な支払い方法を考てほしい。（他3件）
（回答）振込手数料をご負担いただけるのであれば振込みは可能です。
- ・トイレを清潔にし、子どもも使用しやすいようにしてほしい。
（回答）週2回作業員が清掃を行っている。引き続き安心して利用いただけるよう衛生面の維持管理に努めていく。

- ・風が当たらないよう野球のベンチを囲ってください。

（回答）施設管理上、ベンチ周辺への常設の囲いは設置できない。

- ・トイレットペーパーをつけてほしい。（他2件）

（回答）設置については、盗難やいたずら、維持管理上の課題が多く、トイレットペーパーの設置は行わない。

- ・草刈りありがとうございます。

- ・トイレ等いつもきれいにしてくれてありがとう。

- ・広くて整備が整っています。（他2件）

- ・料金のわりには設備が良いと思います。

- ・整備がイマイチだと思う面もありますが、予約が取り易いので、文句はないです。

- ・職員の方と対応したことがないので、わかりませんが施設は満足しています。

- ・きれいに管理してくれて気持ちよく使用できます。（他2件）

- ・自分で予約したことがないので、料金も不明。（他2件）

市民温水プール

利用者アンケート採点シート

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

アンケート回答数 18

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

アンケート回答数 18				満足度
a	料金に見合ったサービスである	20点満点	公平・平等なサービスについて	84.4%
b	利用手続きの簡単さ			91.1%
c	開館時間の適切さ			85.6%
d	閉館時間の適切さ			87.8%
集計				87.2%
e	利用料金の適切さ	5点満点	利用料金について	78.9%
集計				78.9%
f	プールの利用のしやすさ	10点満点	利用区分の適切さについて	87.8%
g	付帯用具の充実度（ビート板等）			88.9%
集計				88.3%
h	職員の接客態度	15点満点	スタッフの接客態度等について	93.3%
i	職員の対応の適切さ			93.3%
j	職員の電話対応			91.1%
集計				92.6%
k	更衣室の清潔さ	25点満点	施設の清潔さについて	88.9%
l	プールの清潔さ			92.2%
m	ロビー・廊下の清潔さ			94.4%
n	トイレの清潔さ			81.1%
o	建物外の清潔さ			90.0%
集計				89.3%

総合的な満足度				77.8%
---------	--	--	--	-------

性別	男性	35.3%	女性	64.7%
----	----	-------	----	-------

年齢	20歳未満	76.5%	20歳代	0.0%	30歳代	0.0%
	40歳代	5.9%	50歳代	0.0%	60歳代	5.9%
	70歳以上	11.8%				

【総合的な満足度に対するご意見】

車に乗らなくなったので冬も8時までお願いしたいです
 最高！スタッフが親切です。
 施設に飾りを置いて雰囲気が明るくなればいいのに
 河西プールよりきれいで気持ちがいい
 子供向けの教室があればうれしい（ワンコインで20分程度の）
 プールの種類が少なく、スタッフが監視しているのであまり楽しめなかったです。
 楽しく仲良くしてハッピーな1日を過ごせて幸せでした
 お客の年齢幅が広いのに対してアットホームで雰囲気が良かったです。とても満足です。

『松下体育館』収支予算書

(単位:千円)

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備 考
収 入 項 目	利用料金収入						
	指定管理料	28,619	29,887	31,253	32,721	34,302	
	その他	100	100	100	100	100	
収入合計(A)		28,719	29,987	31,353	32,821	34,402	
	人件費	18,956	20,038	21,203	22,457	23,808	
	旅費	48	48	48	48	48	
	消耗品費	431	431	431	431	431	
	燃料費	20	20	20	20	20	
	印刷製本費	6	6	6	6	6	
	光熱水費	1,984	1,984	1,984	1,984	1,984	
	修繕費	338	338	338	338	338	
	医薬材料費	3	3	3	3	3	
	通信運搬費	110	110	110	110	110	
	手数料	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	
	保険料	61	61	61	61	61	
	委託料	1,752	1,770	1,789	1,808	1,827	
	使用料及び賃借料	85	85	85	85	85	
	備品購入費	189	189	189	189	189	
	その他	1,903	2,011	2,128	2,253	2,388	
	管理費	1,368	1,428	1,493	1,563	1,639	
支出合計(B)		28,719	29,987	31,353	32,821	34,402	
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	

『市民体育館』収支予算書

(単位:千円)

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備 考
収 入 項 目	利用料金収入						
	指定管理料	35,920	36,921	37,993	39,145	40,378	
	その他	404	404	404	404	404	
収入合計(A)		36,324	37,325	38,397	39,549	40,782	
	人件費	15,808	16,636	17,527	18,485	19,515	
	旅費	37	37	37	37	37	
	消耗品費	440	440	440	440	440	
	燃料費	13	13	13	13	13	
	印刷製本費	13	13	13	13	13	
	光熱水費	9,103	9,103	9,103	9,103	9,103	
	修繕費	869	869	869	869	869	
	医薬材料費	8	8	8	8	8	
	通信運搬費	149	149	149	149	149	
	手数料	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	
	保険料	91	91	91	91	91	
	委託料	3,895	3,937	3,978	4,021	4,063	
	使用料及び賃借料	84	84	84	84	84	
	備品購入費	229	229	229	229	229	
	その他	1,591	1,674	1,763	1,859	1,962	
	管理費	1,730	1,778	1,829	1,884	1,942	
支出合計(B)		36,324	37,325	38,397	39,549	40,782	
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	

『河南総合体育館』収支予算書

(単位:千円)

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備 考
収 入 項 目	利用料金収入						
	指定管理料	33,698	34,973	36,343	37,817	39,402	
	その他	605	605	605	605	605	
収入合計(A)		34,303	35,578	36,948	38,422	40,007	
	人件費	18,956	20,038	21,203	22,457	23,808	
	旅費	81	81	81	81	81	
	消耗品費	552	552	552	552	552	
	燃料費	50	50	50	50	50	
	印刷製本費	19	19	19	19	19	
	光熱水費	5,871	5,871	5,871	5,871	5,871	
	修繕費	1	1	1	1	1	
	医薬材料費	7	7	7	7	7	
	通信運搬費	140	140	140	140	140	
	手数料	2,552	2,552	2,552	2,552	2,552	
	保険料	76	76	76	76	76	
	委託料	2,224	2,248	2,272	2,296	2,320	
	使用料及び賃借料	85	85	85	85	85	
	備品購入費	150	150	150	150	150	
	その他	1,905	2,013	2,129	2,255	2,390	
	管理費	1,634	1,695	1,760	1,830	1,905	
支出合計(B)		34,303	35,578	36,948	38,422	40,007	
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	

『市民スポーツ広場』収支予算書

(単位:千円)

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備 考
収 入 項 目	利用料金収入						
	指定管理料	21,493	21,945	22,424	22,929	23,463	
	その他						
収入合計(A)		21,493	21,945	22,424	22,929	23,463	
	人件費	9,015	9,331	9,668	10,028	10,412	
	旅費	0	0	0	0	0	
	消耗品費	185	185	185	185	185	
	燃料費	251	251	251	251	251	
	印刷製本費	5	5	5	5	5	
	光熱水費	146	146	146	146	146	
	修繕費	460	460	460	460	460	
	医薬材料費	5	5	5	5	5	
	通信運搬費	1	1	1	1	1	
	手数料	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	
	保険料	184	184	184	184	184	
	委託料	7,876	7,959	8,044	8,129	8,215	
	使用料及び賃借料	60	60	60	60	60	
	備品購入費	0	0	0	0	0	
	租税公課費	921	953	987	1,023	1,061	
	管理費	1,024	1,045	1,068	1,092	1,118	
支出合計(B)		21,493	21,945	22,424	22,929	23,463	
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	

『市民温水プール』収支予算書

(単位:千円)

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備 考
収入項目	利用料金収入						
	指定管理料	91,973	94,655	97,530	100,615	103,923	
	その他	100	100	100	100	100	
収入合計(A)		92,073	94,755	97,630	100,715	104,023	
	人件費	49,102	51,386	53,835	56,465	59,288	
	旅費	55	55	55	55	55	
	消耗品費	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	
	燃料費	0	0	0	0	0	
	印刷製本費	38	38	38	38	38	
	光熱水費	21,220	21,220	21,220	21,220	21,220	
	修繕費	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	
	医薬材料費	3	3	3	3	3	
	通信運搬費	141	141	141	141	141	
	手数料	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	
	保険料	69	69	69	69	69	
	委託料	4,107	4,150	4,194	4,239	4,284	
	使用料及び賃借料	349	349	349	349	349	
	備品購入費	440	440	440	440	440	
	租税公課費	4,919	5,147	5,392	5,655	5,937	
	管理費	4,385	4,512	4,649	4,796	4,954	
支出合計(B)		92,073	94,755	97,630	100,715	104,023	
収支(A)－(B)		0	0	0	0	0	

定期業務委託等一覧

	業務名	金額	契約先	期間	備考
松下体育館	清掃業務	706,750円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	5年	1人、週2回 4時間(7時～11時) 年2回の定期清掃含む
	定期清掃業務	148,500円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	1年	3人、年2回 5時間(8時～13時)
	機械警備業務	198,000円	総合警備保障(株)和歌山支社	5年	
	自家用電気工作物保安管理業務	227,304円	関西電気保安協会和歌山営業所	5年	
	消防設備保守点検業務	254,760円	(株)サニコン	5年	
	植木管理業務	187,000円	(株)松風園	1年	
	バスケットゴール保守点検業務	154,000円	(株)瀧本	1年	R7新設／R8～

定期業務委託等一覧

	業務名	金額	契約先	期間	備考
市民体育館	清掃業務	1,035,375円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	5年	日常清掃：1人、週2回、 4時間(8時30分～12時30分) 定期清掃：年2回あり
	機械警備業務	203,280円	セコム(株)	5年	
	自家用電気工作物保安管理業務	320,232円	関西電気保安協会和歌山営業所	5年	
	浄化槽維持管理業務	884,180円	共和工業(株)	5年	
	消防設備保守点検業務	242,770円	(株)サニコン	5年	
	貯水槽清掃業務	79,200円	(株)アステック	5年	
	空調設備機器保守点検業務	524,700円	大阪瓦斬(株)エナジーソリューション事業部	1年	
	植木剪定及び消毒業務	243,855円	(公社)和歌山市シルバー人材センター	1年	
	ごみ搬出処理 業務 委託	10kg180円	(株)環境クリーンサービス	5年	
	浄化槽清掃料	498,600円	和歌山市清掃(株)	1年	
	非常用発電機負荷試験	165,000円	(株)サニコン	前回R4	R6新設／6年に1回

定期業務委託等一覧

	業務名	金額	契約先	期間	備考
河南総合 体育館	清掃業務	984,500円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	5年	1人、週2回 4時間(7時～11時) 年2回の定期清掃含む
	定期清掃業務	181,500円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	1年	3人、年2回 5時間(8時～13時)
	機械警備業務	155,760円	(株)国際テック	5年	
	自家用電気工作物保安管理業務	194,568円	関西電気保安協会和歌山営業所	5年	
	消防設備保守点検業務	254,760円	(株)サニコン	5年	
	浄化槽維持管理業務	122,320円	和歌山市清掃(株)	5年	
	足拭きマット供給業務	78,936円	(株)ダスキン紀和	5年	
	バスケットゴール保守点検業務	205,100円	(株)瀧本	3年	R6～

定期業務委託等一覧

	業務名	金額	契約先	期間	備考
市民スポーツ広場	法面除草作業及び側溝清掃作業業務	499,950円	(株)藤島建設	6か月	6人、2か月に1回 6時間(8時30分～15時30分)
	除草清掃等作業業務	2,403,502円	(公社)和歌山市シルバー人材センター	1年	2人、週2～3回 5時間(9時～15時)
	整地等業務	4,850,000円	浅川道路(株)	3か月	
	ごみ搬出処理業務	10kg180円	(株)環境クリーンサービス	5年	
	簡易便所及び簡易水洗便所のし尿汲取り	734,160円	和歌山市清掃(株)	1年	
	陸上競技場樹木消毒業務	27,500円	(株)東陽園建設		年1回
	公用車車検整備	163,679円	(有)昌英自動車整備		年1回

定期業務委託等一覧

	業務名	金額	契約先	期間	備考
市民温水 プール	清掃業務	1,035,375円	近畿ビルサービス(株)和歌山営業所	5年	・日常清掃1人、4時間 (週2回・6時30分～10時30分) →ロビー、トイレ、玄関扉、各更衣室・シャワー室の清掃 ・定期清掃、2回(臨時休館時の6月26日～30日・9月26日～30日の期間に全工程が済むまで) →全部屋のポリッシュ・ワックスがけ・ガラス全般の洗浄 シャワー室、プールサイド、目洗い場、各トイレの高压洗浄
	機械警備業務	116,160円	セコム(株)	5年	
	空調衛生設備保守点検業務	2,255,000円	(株)サニコン	5年	
	消防設備保守点検業務	235,510円	(株)サニコン	5年	
	浄化槽維持管理業務	123,904円	和歌山市清掃(株)	5年	
	足拭きマット供給業務	64,680円	(株)紀州レンタルダスキン紀州	5年	
	植木管理業務	190,125円	(公社)和歌山市シルバー人材センター	1年	
	浄活水装置メンテナンス手数料	451,000円	(株)シマムラ	前回R7	5年に1回
	浄活水装置取付工事費	71,500円	(株)シマムラ	前回R7	5年に1回
	浄化槽清掃手数料	687,540円	和歌山市清掃(株)	1年	し尿汲み取り
	ボイラー大気環境測定手数料	242,000円	日鉄テクノロジー(株)	1年	ボイラー排煙に関する法定測定
	プール水質検査手数料	128,480円	(一社)和歌山県薬剤師会	1年	プール運営に必要な法定検査

令和4年度 スポーツ支出(特定資産)

スポーツ広場

業務委託料

伝票日付	金額(円)	施設名	科目	摘要
10月20日	1,496,000	スポ広	業務委託料	球技場緊急整地業務
合計	1,496,000			

総合計 1,496,000

令和5年度 スポーツ支出(特定資産)

松下体育館

什器備品

伝票日付	金額(円)	施設名	科目	摘要
3月20日	361,900	松下体育館	什器備品	卓球台2台
合計	361,900			

市民体育館

修繕

3月20日	224,400	市民体育館	修繕費	給水ポンプユニット修繕
-------	---------	-------	-----	-------------

什器備品

11月20日	361,900	市民体育館	什器備品	卓球台2台
--------	---------	-------	------	-------

手数料

3月20日	247,500	市民体育館	手数料	樹木剪定(クスノキ2本)
合計	833,800			

河南体育館

修繕

3月20日	372,900	河南体育館	修繕費	給水管漏水修繕
-------	---------	-------	-----	---------

什器備品

3月20日	357,000	河南体育館	什器備品	卓球台2台
合計	729,900			

スポーツ広場

什器備品

11月20日	880,000	スポーツ広場	什器備品	草刈機1台
合計	880,000			

総合計 2,805,600

令和6年度 スポーツ支出(特定資産)

総合計	0
-----	---

令和7年度 スポーツ支出(特定資産)

松下体育館

什器備品

伝票日付	金額(円)	施設名	科目	摘要
10月20日	387,750	松下体育館	什器備品費	ノートパソコン3台
合計	387,750			

市民体育館

修繕

3月31日	594,000	市民体育館	修繕	消防設備修繕
-------	---------	-------	----	--------

什器備品

3月23日	308,000	市民体育館	什器備品費	卓球防球フェンス20台
3月31日	993,300	市民体育館	什器備品費	スクワットラック
合計	1,895,300			

河南体育館

修繕

3月31日	425,700	河南体育館	修繕	弓道場シャッター修繕
-------	---------	-------	----	------------

什器備品

3月31日	521,400	河南体育館	什器備品費	卓球台2台
合計	947,100			

温水プール

修繕

3月31日	272,800	温水プール	修繕	事務室照明器具LED修繕
合計	272,800			

スポーツ広場

修繕

3月23日	370,700	テニスコート	修繕	Aコートクラック修繕
3月31日	594,000	スポーツ広場	修繕	砂利整備

什器備品

3月31日	2,307,800	スポーツ広場	什器備品費	グラウンドフェンス
合計	3,272,500			

3体育館

消耗品

3月31日	405,000	スポーツ施設3	消耗品費	災害用備蓄パン
合計	405,000			

総合計 7,180,450